



清水町環境基本計画

柿田川を守り 次世代へつなぐ
暮らしやすい環境のまち しみず



はじめに

現代の社会は、経済的発展と快適で便利な生活を求めた結果、高度に成長し、豊かさを享受できるようになった一方、急激な変化により、地球環境に対して大きな負荷を与え、気候変動、生物多様性の損失、河川や大気汚染などが深刻な問題となっております。

また、近年の災害級の猛暑、局地的大雨などの発生は、熱中症といった健康被害の増加や農作物の生育不良など、私たちの身近な生活環境にも影響を与えています。これらの問題に立ち向かうため、2015年には、SDGsが国連で採択され、脱炭素の生活様式への転換や誰もが快適で幸せに暮らすための取組が重要かつ喫緊の課題となりました。

こうした背景を踏まえ、町の自然環境の保全、脱炭素の取組などの各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年3月に町の環境保全及び創造に関する基本理念を定めた「清水町環境基本条例」を制定いたしました。本条例において、町の固有の資産である「柿田川」の保全、町民・事業者・町の果たすべき責任及び各主体が協働・協創により活動していくことなどを決めました。

条例の制定を受け、基本理念に沿い、町の良好な自然環境を次世代に継承していくため、この度、町の環境に関する基本的な計画である「清水町環境基本計画」を策定いたしました。本計画では、「柿田川を守り次世代へつなぐ暮らしやすい環境のまち しみず」を清水町の環境の将来像として掲げ、今後10年間に計画期間として、環境の保全に向けた施策の方向性や具体的な取組について定め、「清水町総合計画」を環境分野から支える道しるべになるものと考えております。

また、本町の環境の将来像の実現に向け、重点的に取組む施策として、柿田川環境保全プロジェクトと称し、柿田川の自然環境の保全を図りつつ、人々が親しみやすい柿田川公園の整備・活用なども積極的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケートなどで貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた町民の皆様をはじめ、熱心に御審議賜りました清水町環境審議委員の皆様にご心から感謝申し上げます。



令和7年3月
清水町長 関 義弘

目次

序章 清水町の環境を知ろう！	1
清水町のすごいところは？	1
清水町の環境の課題は？	2
第1章 計画の基本的事項	3
第1節 計画策定の背景	3
第2節 世界・国・静岡県・清水町の環境に関する動向	5
第3節 計画の概要	10
第2章 環境の現状と課題	12
第1節 町の概要	12
第2節 自然環境	16
第3節 生活環境	22
第4節 資源循環	25
第5節 地球環境	28
第6節 環境教育等	32
第7節 町民・事業者の意識	33
第8節 主な課題	37
第3章 計画の目標	38
第1節 基本理念	38
第2節 望ましい環境像	39
第3節 基本目標・数値目標	40
第4節 体系図	42
第4章 取組の推進	43
取組方針1 河川・水資源を守る	44
取組方針2 まちの自然を増やす・活かす	46
取組方針3 森林・農地・生物を守る	48
取組方針4 きれいな水や空気を守る	50
取組方針5 ごみを減らす	52
取組方針6 ごみを適正に処理する	54
取組方針7 脱炭素な暮らしに変える	56
取組方針8 環境について学ぶ・取り組む	58
重点プロジェクト 柿田川環境保全プロジェクト	60
第5章 計画の推進体制と進行管理	62
第1節 推進体制	62
第2節 進行管理	62
資料編	63



清水町のすごいところは？



※内容を詳しく知りたい場合は、⇒P.〇〇を参照してください。

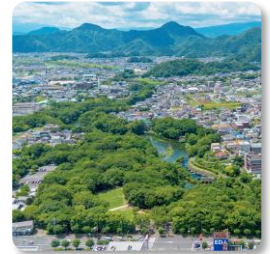
①日本三大清流

本町を流れる柿田川は、高知県の四万十川、岐阜県の長良川とともに「日本三大清流」とよばれています。⇒P.16



②国指定天然記念物・柿田川

富士山周辺に降った雨や雪が溶岩の中をとり、湧き出す柿田川は学術上貴重なものであり、国の天然記念物に指定されています。⇒P.9



③日本一の湧水量

柿田川は湧水だけで成り立っている河川であり、その豊富な湧水量は日本一といわれています。⇒P.16



④特徴的な柿田川の生態系

柿田川は年間を通じて15℃前後の水温であることから、山地の溪流にみられるアマゴやアサヒナカワトンボなどの動物が生息しています。⇒P.20



⑤貴重な生物の分布

柿田川では、ミシマバイカモ、アオハダトンボなどのめずらしい生物が分布しています。

⇒P.18～20



ミシマバイカモ

⑥緑米・麴・豆腐などの名産品

本町の豊かな水資源を活用し、緑米などの米、麴、豆腐などの名産品があります。⇒P.14



緑米

⑦自然豊かな公園

本町には柿田川公園や本城山公園、丸池公園など緑豊かな公園が整備され、町民の自然とのふれあいの場となっています。⇒P.17



丸池公園

⑧少ない1人当たりのごみの量

2022（令和4）年度の1人1日当たりのごみ排出量は725g/人・日であり、国880g/人・日、静岡県840g/人・日よりも少なくなっています。⇒P.25



清掃プラント

⑨柿田川に隣接する教材園

清水小学校には、柿田川に隣接する教材園があり、柿田川の素晴らしい自然に直接ふれることができます。⇒P.32



⑩民間団体による活発な活動

全国的にも有名な柿田川のナショナルトラスト運動をはじめ、民間団体による積極的な環境保全活動が行われています。

⇒P.3、P.32



柿田川自然観察会

清水町の環境の課題は？



※内容を詳しく知りたい場合は、⇒P.〇〇を参照してください。

①農地の減少と市街地の増加

過去 45 年間に農地は約 8 割減少し、市街地は約 7 割増加しました。市街地が増加することで、地表温度の上昇にもつながります。⇒P.15



②水循環の確保

現在、柿田川の水源である富士山周辺への植樹の取組が行われていますが、水資源の確保のため今後も継続していく必要があります。⇒P.45



③貴重な生物の減少

柿田川では絶滅危惧種のヤマセミやアオハダトンボなどが近年、確認されなくなっています。⇒P.20



ヤマセミ

④外来種の拡大

地域固有の生態系を守るため、柿田川で問題となっているオオカワヂシャやナガエツルノゲイトウなど特定外来生物の防除が必要です。⇒P.21



オオカワヂシャ

⑤野生鳥獣による被害の発生

イノシシやハクビシン、ニホンジカなど、野生鳥獣による農作物への被害を防止するための対策が必要です。⇒P.21



イノシシ

⑥生活排水処理への対策

現在、生活排水の未処理世帯が全体の約 2 割を占めており、下水道や合併処理浄化槽の普及が必要です。⇒P.22



⑦プラスチックごみ・食品ロス対策

世界的な課題となっているプラスチックごみや食品ロスを減らすための対策が必要です。⇒P.27



プラスチックごみ

⑧カーボンニュートラルの実現

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及が必要です。⇒P.28~31



⑨柿田川を活用した環境教育

柿田川の自然を保全するとともに、環境教育や自然とのふれあいの場として活用し、町民満足度を高めていくことが期待されます。⇒P.60~61



柿田川公園

⑩環境基本計画の普及・啓発

清水町環境基本条例を 2024 (令和 6) 年 3 月に制定し、今後は条例に基づく清水町環境基本計画を普及・啓発していく必要があります。⇒P.62





第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1-1 清水町を取り巻く環境問題の変遷

●人の活動とともにいろいろな環境問題が発生してきました

1950年代の清水町（当時は清水村）は集落が点在し、ほぼ全域を田畑が占めていました。柿田川や丸池周辺では豊富な湧水が湧き、狩野川や黄瀬川の水は透きとおり、川で泳ぐ人の姿もみられました。

しかし、高度経済成長の時代になると、農業人口は急激に減少し、田畑の多くは住宅地に姿を変えました。人口増加に伴い、生活排水や工場排水による水質汚濁、道路交通網の整備や自動車交通量の増加による大気汚染や騒音・振動、ごみ処理問題などが顕在化しました。また、柿田川でも富士山麓の開発や工場による地下水の汲み上げにより、湧水量の減少が大きな問題となりました。

これに対して、開発による自然破壊や環境破壊から郷土の自然を守ろうという動きもみられ、柿田川周辺の自然環境を保護するため、地域住民が流域の土地を買い上げる運動（ナショナルトラスト）を実施してきました。



ナショナルトラストとは？

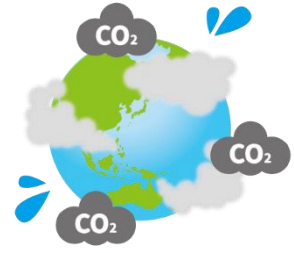
ナショナルトラストとは、地域住民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って次の世代に残すという運動であり、19世紀末のイギリスが発祥地とされています。環境省が2017（平成29）年に公表した「ナショナルトラストの手引き」には、地域住民が募金だけで土地を買い取った数少ない事例として柿田川のナショナルトラストが紹介されています。

「柿田川みどりのトラスト」は1988（昭和63）年、柿田川の最重要部を買い取るための募金活動を開始しました。同団体では、地権者を一人ひとり何回となく訪れ、保全の必要を根気よく訴え続けた結果、最も重要な河畔林と湿地などの買収・借り上げを行うことができました。柿田川が今も自然豊かな状態で保全されているのは、このような地域住民による活動の成果といえます。



●環境問題は地球規模となり、より深刻化しています

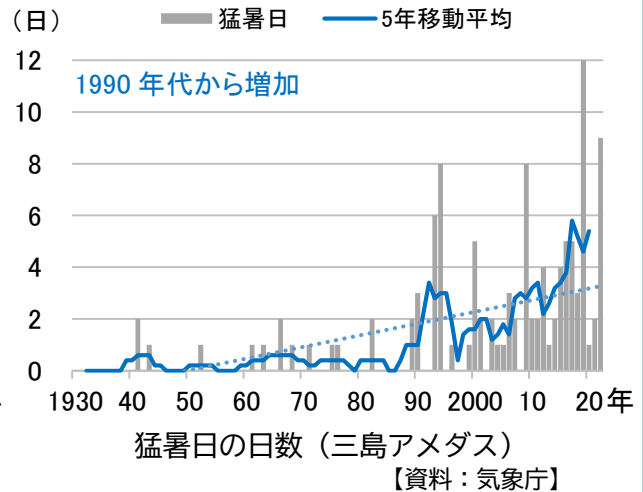
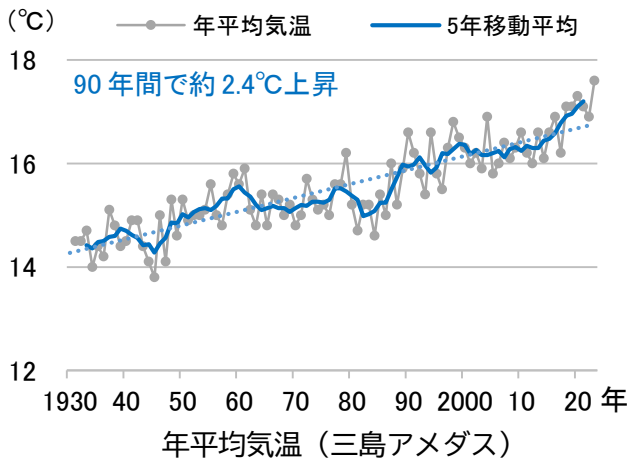
近年では、私たちの暮らしが起因となっている温室効果ガス排出量の増大による気候変動、外来種などによる生物多様性への脅威、プラスチックごみによる環境汚染など、環境問題は地球規模となってきました。猛暑や自然災害の頻発など、本町でも既に気候変動による影響が出はじめています。



清水町にも迫る気候変動

三島アメダスのデータによると、年平均気温は年々上昇しています。地球温暖化が進むことで猛暑・集中豪雨の頻発、台風の大規模化などの原因となり、さらには自然災害、農林水産業、健康、生態系、社会経済などへの悪影響が懸念されています。

2024（令和6）年度に実施した「清水町環境基本計画に関するアンケート調査」でも、多くの町民の方から気候変動についての実感や影響への懸念が寄せられています。



【資料：気象庁】

1-2 「清水町環境基本条例」の制定・施行

●条例に基づく環境基本計画を策定します

本町では、様々な環境問題を解決するとともに、良好な環境の将来の世代への継承、持続的に発展できる社会の構築などを基本理念とした「清水町環境基本条例」を2024（令和6）年3月に制定しました。また、条例で掲げる基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、「清水町環境基本計画」（条例第10条）を策定することとなりました。



「柿田川の日」

「清水町環境基本条例」の第8条では、「柿田川の日」（8月第1土曜日）を設けるとしており、他の自治体にはみられない本条例の大きな特徴となっています。「柿田川の日」は、柿田川についての関心と理解を深めるとともに、水の恵みに感謝し、積極的に環境保全活動を行う意識を高めることを目的としています。町では毎年、「柿田川の日」の趣旨にふさわしい事業を実施します。

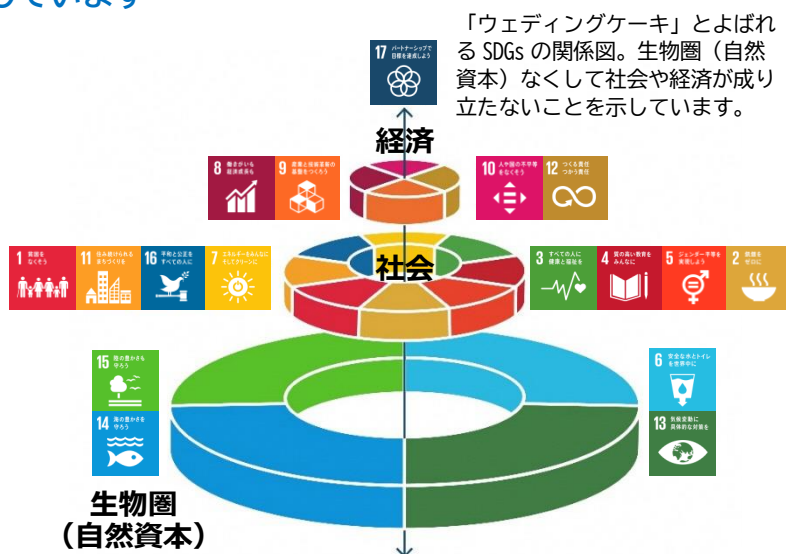
第2節 世界・国・静岡県・清水町の環境に関する動向

2-1 世界の動向

●SDGs の考え方が世界中に浸透しています

近年の環境問題における世界の動向をみると、2015(平成27)年にSDGs(持続可能な開発目標)を掲げる「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択され、2030(令和12)年に向けた17のゴールが設定されました。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身に取り組むべき目標にもなっており、日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、国民など幅広い主体に取組が広がっています。



SDGs ウェディングケーキモデル

【資料：SDGs “wedding cake” illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev】

●2050年カーボンニュートラルを目指す国が増加しています

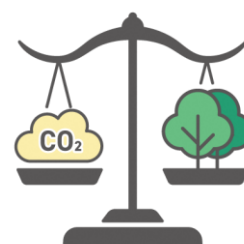
2016(平成28)年11月に地球温暖化対策の新たな枠組である「パリ協定」が発効しました。日本を含め、アメリカ合衆国、欧州連合、中国などが参加している歴史的な枠組となりました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられました。

2018(平成30)年に公表された「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2050(令和32)年頃に実質ゼロとすることが必要とされています。これを受け、世界各国で2050(令和32)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。



カーボンニュートラルとは？

「カーボンニュートラル」とは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることです。排出せざるをえなかった分については同じ量を「吸収」(森林や水草などによる吸収、農地土壌による炭素吸収)、または「除去」(二酸化炭素の地中や海底などへの回収・貯留)し、差し引きゼロ(実質ゼロ)を目指します。産業革命後の気温上昇を1.5℃に抑えるために、世界中の国々が2050(令和32)年までにカーボンニュートラルを目指しています。また、カーボンニュートラルへの挑戦が、次の成長の原動力につながることも期待されています。



●ネイチャーポジティブや 30by30 目標に向けた動きが活発化しています

生物多様性に関しては、2022(令和4)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で「昆明モントリオール生物多様性枠組」が定められました。「昆明モントリオール生物多様性枠組」では、ネイチャーポジティブの考え方や2030(令和12)年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」、侵略的外来種の侵入率や定着率の半減など23のターゲット(行動目標)が掲げられました。



ネイチャーポジティブとは？

2030(令和12)年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標を「ネイチャーポジティブ」(自然再興)といいます。生物多様性の状態は今も損失傾向にあります。この傾向を回復軌道に転じさせていくことが求められています。そのためには、生物多様性損失の直接的な原因への対策に加えて、生物多様性に配慮した社会への変革が必要です。

だいだらぽじー

日本各地で山や湖、川をつくったとして伝承されている巨人「だいだらぼっち」がモチーフで、地球のポジティブな未来を抱きしめて見守り続けるキャラクターとして制作されました。



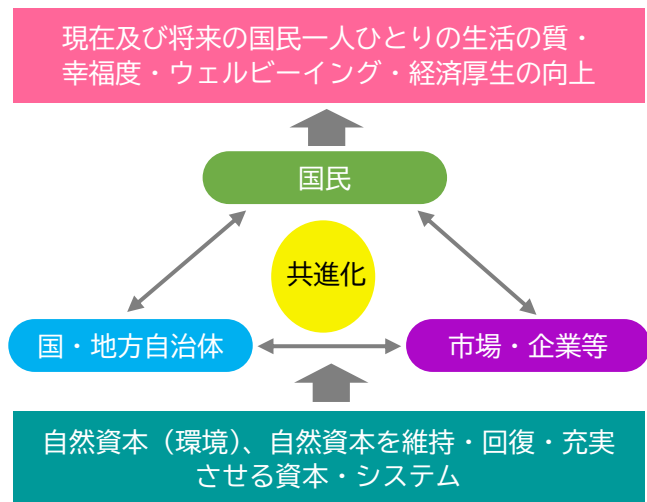
ネイチャーポジティブキャラクター

2-2 日本の動向

世界の潮流に合わせ、日本でも「第六次環境基本計画」「地球温暖化対策計画」「生物多様性国家戦略2023-2030」などの各種計画の閣議決定を通じて、各分野の施策を推進しています。

●環境保全による「ウェルビーイング(高い生活の質)」が重要視されています

2024(令和6)年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じて、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上(以下、ウェルビーイング(高い生活の質))を最上位の目標としています。そのためには、環境負荷を低減し、自然資本(森林、土壌、水、空気、生物、自然によって形成される資本)を充実させるとともに、国民、政府・地方自治体、市場・企業等などが共に進化(共進化)していくことが重要としています。



共進化によるウェルビーイング実現のイメージ

【資料：環境省】

●2050年カーボンニュートラルを宣言しました

2020（令和2）年10月、日本は2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ（2050年カーボンニュートラル）とすることを宣言しました。また、2021（令和3）年10月には、「地球温暖化対策計画」が5年ぶりに改定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、2030（令和12）年度までに温室効果ガスを2013（平成25）年度比46%削減する（さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていく）という目標が示されました。

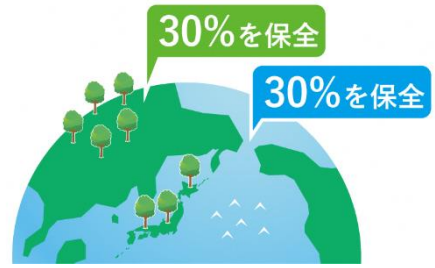
●「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました

「昆明モントリオール生物多様性枠組」を受けて、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023（令和5）年3月に閣議決定されました。同戦略では、2030年ネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本を守り、活用するための戦略として位置づけられています。また、「30by30目標」を実現するため、環境省では2023（令和5）年度から「自然共生サイト」の登録制度を開始しました。



30by30目標と自然共生サイト

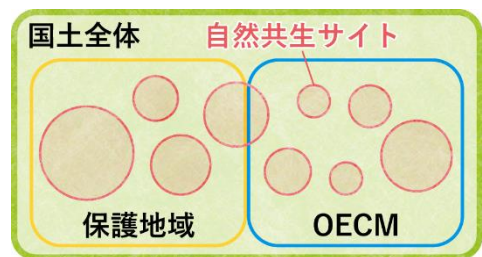
ネイチャーポジティブの実現に向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する目標を「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」といいます。現在、日本では国立公園や鳥獣保護区などの保護地域+OECMの割合が陸域20.8%、海域13.3%です。目標達成のためには、保護地域以外のOECMの拡大が必要とされています。



30by30目標のイメージ

OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する区域のことをいいます。例えば、企業の森、ビオトープ（例：保育園の園庭・教育施設）、里地里山、水源の森、都市の自然など、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域を国際的に登録し、統治・管理していこうという取組です。

環境省では、「民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する制度を2023（令和5）年度から開始しました。「自然共生サイト」認定区域のうち、保護地域との重複を除いた区域は、OECMとして国際データベースに登録することとしています。



自然共生サイトのイメージ

2-3 静岡県の動向

●「第4次静岡県環境基本計画」などが策定されました

静岡県では2022（令和4）年3月に「第4次静岡県環境基本計画」「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」、2023（令和5）年3月に「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。

また、県全域での脱炭素社会の実現を目指すため、2023（令和5）年2月の静岡県議会定例会において知事が「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明しました。

2-4 清水町の動向

●柿田川など地域資源を保全・活用する取組を推進しています

本町では、2011（平成23）年に柿田川が国の天然記念物に指定されたほか、2018（平成30）年には本町の柿田川、丸池、本城山のジオサイトを含む「伊豆半島ジオパーク」が「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されました。また、2023（令和5）年には、「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」が「第25回日本水大賞・農林水産大臣賞」を受賞したほか、「名水サミット in みしま・しみず」が開催されました。

地球温暖化対策では、「清水町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町の事務事業に関する地球温暖化対策を推進しています。

2024（令和6）年3月に「清水町環境基本条例」を公布・施行したため、今後の環境施策は「清水町環境基本計画」に基づいて総合的・計画的に推進します。

清水町の環境に関する近年の動向

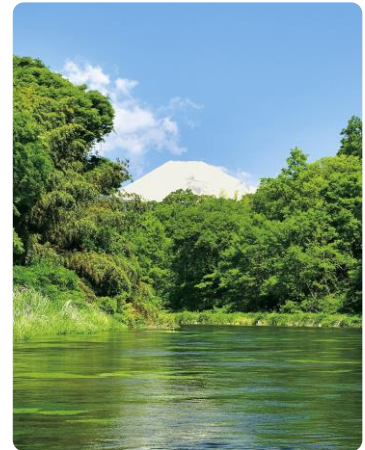
1983（S58）年	1月	柿田川湧水群が「21世紀に残したい日本の自然100選」（朝日新聞社・（財）森林文化協会主催）に選出
1985（S60）年	7月	柿田川湧水群が「日本の名水百選」（環境庁当時）に選出
1986（S61）年	1月	柿田川湧水群が「21世紀に残したい日本の自然100選」（朝日新聞社・静岡県・静岡けんみんテレビ・（財）森林文化協会主催）に選出
	4月	柿田川公園の開園
1988（S63）年	3月	柿田川みどりのトラストの設立
	6月	柿田川湧水保全の会の設立
1994（H6）年	10月	「第10回全国名水シンポジウム」の開催
1996（H8）年	6月	1万人クリーン作戦の開始
2011（H23）年	9月	柿田川が国の天然記念物に指定
2012（H24）年	3月	「柿田川自然再生計画」の策定
2013（H25）年	6月	富士山が世界文化遺産に登録
2018（H30）年	4月	伊豆半島ジオパークがユネスコ世界ジオパークに認定（清水町内のジオサイトは柿田川、丸池、本城山）
2019（H31）年	1月	丸池公園の開園
2020（R2）年	4月	「清水町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定
2021（R3）年	3月	「第5次清水町総合計画」の策定 「一般廃棄物処理基本計画」の策定 「柿田川自然再生計画」の改定
2023（R5）年	6月	柿田川・東富士の地下水を守る連絡会が「第25回日本水大賞・農林水産大臣賞」を受賞
	8月	「名水サミット in みしま・しみず」の開催
2024（R6）年	1月	「柿田川を語る会」の開催
	3月	「清水町環境基本条例」の公布・施行
2025（R7）年	3月	「清水町環境基本計画」の策定





国指定天然記念物・柿田川

柿田川は、富士山周辺に降った雨や雪が、富士山の噴火により流出した溶岩（三島溶岩流）の中を流れ、その溶岩の南端である清水町にて地上に湧き出て川になったものです。また、川を形成するそのシステム（地質鉱物）が学術上貴重であり、わが国の自然を記念するものとして、柿田川のほぼ全域が国の天然記念物として認定されています。そのため、現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、「文化財保護法」に基づき文化庁長官の許可が必要です。豊かな自然と豊富な湧水は、町の宝であると同時に私たち一人ひとりの貴重な財産です。未長く後世に引き継いでいくため、保護・保全に努めましょう。



伊豆半島ジオパーク

伊豆半島の大地が育んだ貴重な資産を多数備えた地域が、それらの保全と活用によって経済・文化活動を高め、地域振興につなげていく仕組みが伊豆半島ジオパークです。メインテーマは「南から来た火山の贈りもの」で、これは伊豆半島がフィリピン海プレートに乗って南から来た火山島であったことに由来します。2018（平成30）年4月にユネスコから国内9地域目の世界ジオパークに認定されました。



ジオパーク解説板

本町では、柿田川（三島溶岩流、湧水）、丸池（湧水をためて周辺地域に農業用水を灌漑するため池）、本城山（海底火山が隆起）がジオサイトに指定されています。また、柿田川公園には清水町観光案内所「わくら柿田川」があり、「清水町ビジターセンター」に位置づけられています。



「名水サミット in みしま・しみず」

2023（令和5）年8月18～19日、三島市民文化会館などを会場にして「名水サミット in みしま・しみず」を開催しました。このサミットは、「昭和の名水百選」と「平成の名水百選」に選定された市町村で組織される「全国水環境保全市町村連絡協議会」が、次世代に水環境の大切さを引き継いでいくために、毎年開催しているものです。「命をつなぐ、街をつなぐ、次世代につなぐ～富士山の湧水の恵み～」をテーマに、源兵衛川・柿田川湧水群の環境保全の取組発表、基調講演、「湧水を活用したまちづくり」をテーマとした意見交換を行いました。



第3節 計画の概要

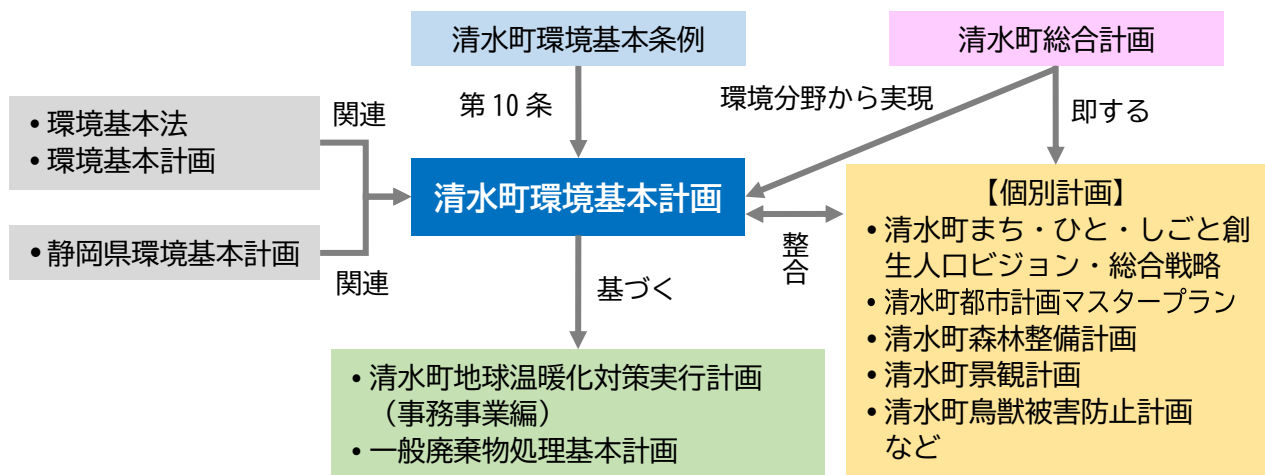
3-1 計画の目的

本計画の目的は、「清水町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、望ましい環境像や環境施策の基本的方向などを示し、町・町民・事業者の取組を明らかにすることです。

3-2 計画の位置づけ

本計画は、「清水町環境基本条例」の第10条に基づく計画であり、「清水町総合計画」に示された町の将来像を環境面から実現していくための計画と位置づけます。

また、「清水町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」や「一般廃棄物処理基本計画」など、環境分野の個別計画の上位計画に位置づけるほか、他の個別計画とは施策の整合を図ります。

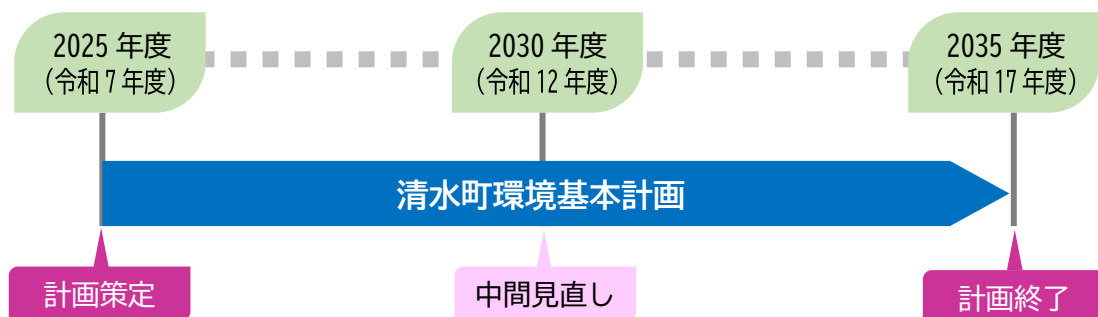


計画の位置づけ

3-3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2035（令和17）年度までの11年間とします。

また、社会情勢や環境の変化を踏まえ、計画期間の6年目に中間見直しを行います。



計画の期間

3-4 計画の対象地域

本計画の対象地域は清水町全域とします。

3-5 対象とする環境の分野と範囲

本計画で対象とする環境の分野と範囲は、以下のとおりです。

環境の分野と範囲

分野	範囲
自然環境	河川・水資源、公園・緑地、森林、農地、生物 など
生活環境	水質、大気汚染、騒音・振動、有害化学物質、公害 など
資源循環	廃棄物、環境美化・不法投棄 など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、交通 など
環境教育等	環境教育・環境学習、環境保全活動、環境情報 など

3-6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、町・町民・事業者とします。「清水町環境基本条例」の第4条～第7条に示された各主体の責務は以下のとおりです。

町

- 環境の保全及び創造（以後、環境保全という。）に関する環境基本計画を策定・実施します。
- 環境保全に取り組むとともに、町民・事業者の取組を支援します。

町民

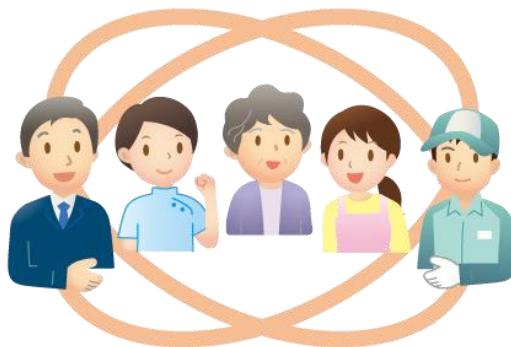
- 日常生活に伴う環境への負荷を低減します。
- 環境保全に努め、町が実施する環境保全に関する施策に協力します。

事業者

- ばい煙、汚水、廃棄物等の処理、その他の公害の防止や自然環境を保全します。
- 物の製造・加工・販売などを行う場合は、その製品が廃棄物となったときの適正処理及び環境への負荷の低減を図るとともに、再生資源などの原材料を利用します。
- 環境への負荷の低減、環境保全に努め、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

「協働・協創」

- 町・町民・事業者は、協働・協創して環境保全に関する施策及び活動を推進します。





第1節 町の概要

1-1 位置・地勢

●国指定天然記念物・柿田川がまちのシンボルになっています

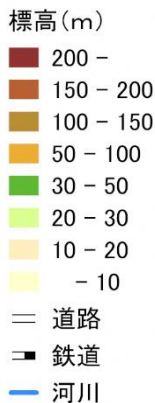
本町は、静岡県東部の伊豆半島のつけ根に位置しており、南北に約4.54km、東西に約2.7km、総面積は8.81km²の県内では最も面積の小さな町です。日本一の湧水量を誇る国指定天然記念物「柿田川」が本町のシンボルになっているほか、狩野川、黄瀬川、丸池などがあります。また、町域のほとんどは市街地や水田の広がる平坦地ですが、町の南西部に位置する徳倉山（256m）、横山（182m）、中央部にある本城山（76m）は数少ない山地となっています。



黄瀬川



徳倉山



清水町の地勢



柿田川



水田



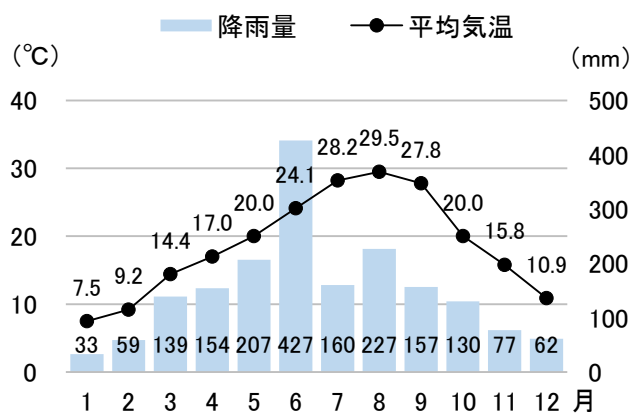
狩野川と本城山

1-2 気象

●温暖な気候に恵まれています

本町は三方を山で囲まれているため季節風が弱まって陽だまりとなり、冬季は暖かく、夏季は駿河湾からの海風によって涼しく過ごしやすい気候です。

駿東伊豆消防本部（沼津市寿町）の気象観測データによると、2022（令和4）年の平均気温は17.9℃、年間降水量は1,799.5mmとなっており、本町は温暖な気候に恵まれた地域です。



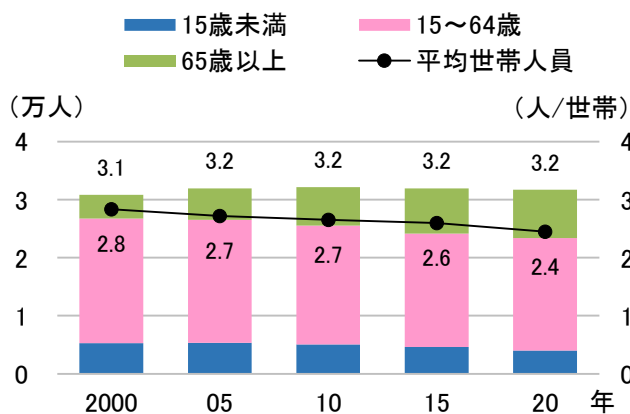
平均気温と降水量（2022年）

【資料：駿東伊豆消防本部「消防年報」・清水町消防署】

1-3 人口・世帯

●少子高齢化が進行しています

本町の人口は、2020（令和2）年10月1日現在で31,710人、世帯数は12,956世帯となっています。平均世帯人員は、2000（平成12）年の2.8人/世帯から2020（令和2）年の2.4人/世帯と減少傾向にあり、小家族化・核家族化の傾向がみられます。



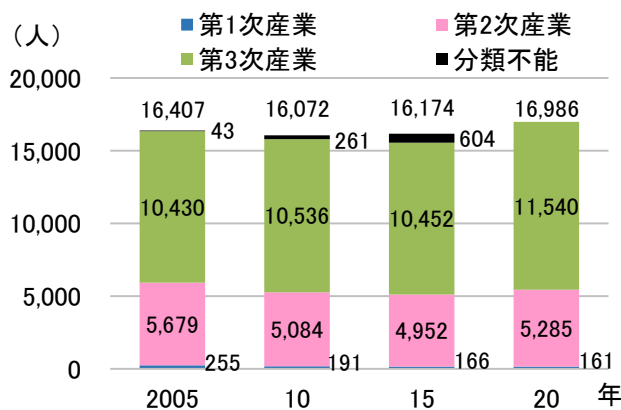
年齢別人口の推移

【資料：国勢調査】

1-4 産業別人口

●第3次産業が約7割を占めています

2020（令和2）年の産業別就業者数は16,986人となっており、第1次産業（農林水産業）が0.9%、第2次産業（鉱業・建設業、製造業）が31.1%、第3次産業（サービス業など）が67.9%となっています。



産業別就業者数の推移

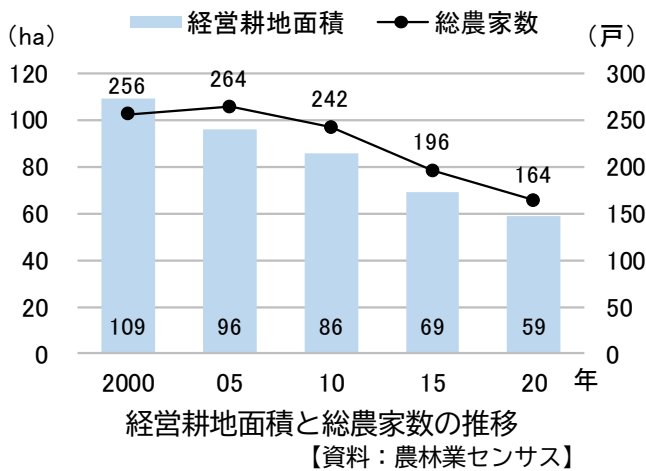
【資料：国勢調査】

1-5 農業

●経営耕地面積と総農家数が減少しています

本町の経営耕地面積と総農家数は減少傾向にあります。また、2020（令和2）年における経営耕地面積の内訳は、田が67.8%、畑30.3%となっており、田が約7割を占めています。

本町では、「緑米」「きぬむすめ」「するがの極み」など、湧水が育んだミネラル豊富な米の生産が盛んです。また、温暖な気候で豊かな水源に恵まれているため、江戸時代から麴づくりが営まれてきました。現在でも昔ながらの製法が受け継がれています。

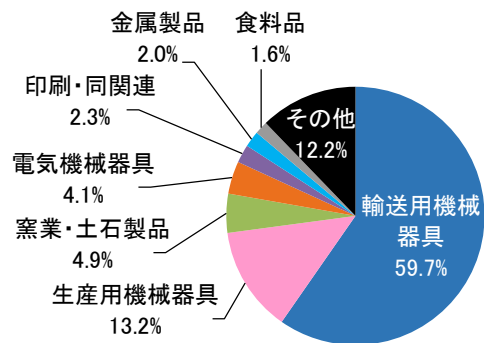
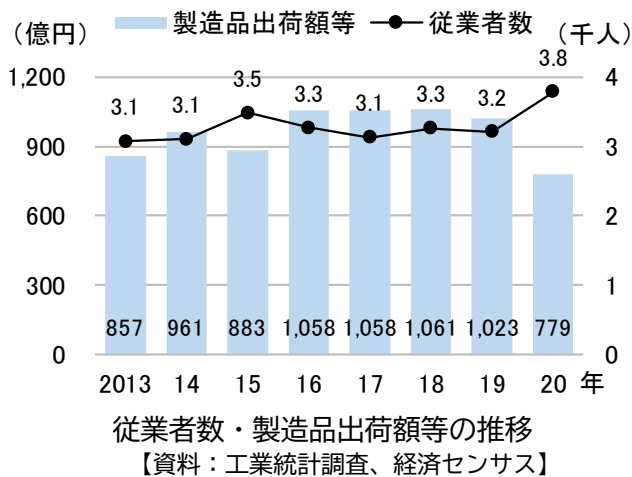


緑米

1-6 工業

●輸送用機械器具が製造品出荷額等の約6割を占めています

本町の2020（令和2）年の従業者数は3,785人、製造品出荷額等（従業者4人以上）は約779億円であり、その内訳は輸送用機械器具（59.7%）が最も多くなっています。

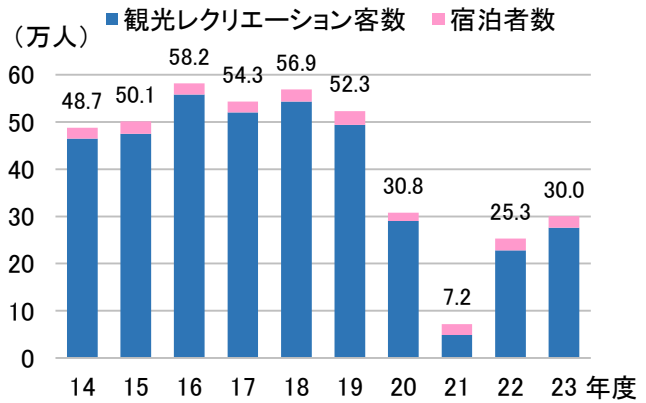


1-7 観光

●柿田川などを目的に観光客が訪れています

柿田川公園、湧水まつり、産業祭等のイベントなどを目的として、本町には毎年約 50 万人を超える来訪者がいました。2020（令和 2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少していましたが、回復傾向にあります。

柿田川公園に隣接して清水町観光案内所「わくら柿田川」があり、伊豆半島ジオパークの「清水町ビジターセンター」に位置づけられています。



観光交流客数※の推移

【資料：静岡県観光交流の動向】

※観光レクリエーション客数（観光施設、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベント等への入場者・参加者数）と宿泊者数を合わせて「観光交流客数」という。

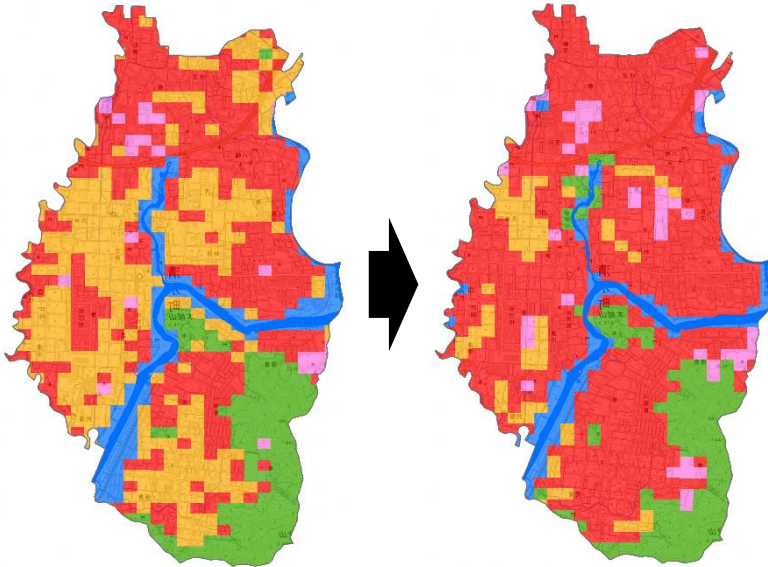
1-8 土地利用

●農地が減少して市街地が拡大しています

国土交通省の「国土数値情報・土地利用細分メッシュ」のデータから、本町の土地利用の状況を見ると、過去 45 年間の間に農地が減少（-78%）し、市街地が増加（+69%）していることがわかります。

1976（昭和 51）年

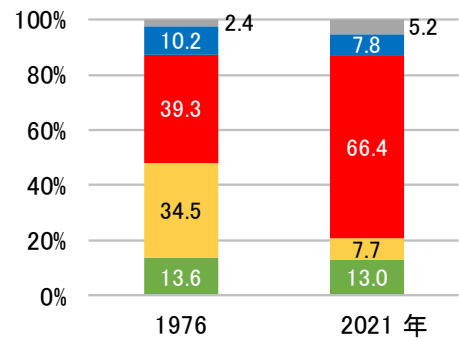
2021（令和 3）年



土地利用の変遷

農地が減少（-78%）し、市街地が増加（+69%）

■ 森林 ■ 農地 ■ 市街地
■ 河川 ■ その他



面積割合の変化

【資料：国土数値情報・土地利用細分メッシュをもとに作成】

第2節 自然環境

2-1 河川・湧水・地下水

●柿田川や丸池など豊富な湧水を源とする河川があります

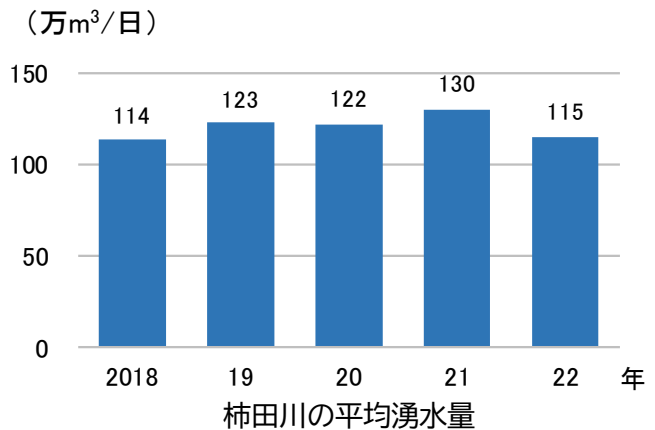
本町では、豊富な湧水からなる柿田川が流れ、狩野川、黄瀬川、境川などが流れています。特に国の天然記念物に指定された柿田川は、高知県の四万十川や岐阜県の長良川とともに「日本三大清流」ともよばれます。富士山からの雪解け水が地上に湧き出る湧水群があることで知られ、「日本名水百選」「21世紀に残したい日本の自然百選」などにも選ばれています。なお、2022（令和4）年の柿田川の湧水量は115万m³/日となっています。

1997（平成9）年度から、柿田川の湧水の保全を目的として「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」とともに、湧水の涵養地である富士山麓の国有林にブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹を中心に植樹活動を行っています。

2022（令和4）年度の丸池の平均湧水量は、11,866t/日となっています。



第1展望台から眺める柿田川



【資料：国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所「柿田川湧水量の変化」（清水町統計書）】



湧水に由来する独特の生態系がある柿田川

湧水由来の柿田川は一年を通じて水温が15℃程度のため、カジカ、アマゴ、ミルンヤンマ、コシボソヤンマなど山地の溪流にみられる種が生息しています。また、水生昆虫が年間を通じて羽化し、本来は春から初夏に発生するアサヒナカワトンボやアオハダトンボなどの成虫が、夏から秋にかけてみられます。このように、他の河川ではみられない独特の生態系が柿田川にはあります。



ミルンヤンマ



アサヒナカワトンボ

2-2 公園・緑地

●柿田川公園などの公園・緑地が整備されています

本町には、国指定天然記念物の柿田川を眺めながら散策できる柿田川公園、山頂から町全体が一望できる本城山公園、豊かな水辺環境のある丸池公園などがあり、豊かな自然とふれあえます。

2022（令和4）年度は「花とみどりのまちづくり事業」で地域の緑化推進を図るため、町内公共施設や各地区の花の会へ花苗を配布しました。また、学校、団体、個人を対象とした花壇コンクール「花いっぱいコンクール」を開催しました。

花とみどりによる町民の交流と緑化に関する町民意識の高揚を図っています。



柿田川公園

2-3 森林・農地

●森林面積は町域の約1割です

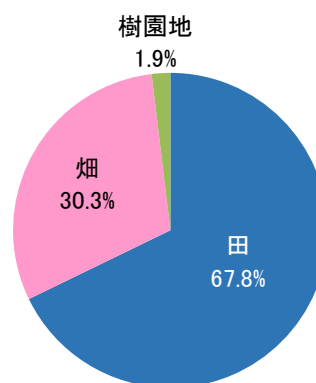
「令和5年度版静岡県森林・林業統計要覧」によると、本町の森林面積は92.2ha、森林率は10.4%（静岡県平均63.9%）で県内では吉田町（1.1%）、焼津市（5.5%）に次いで少なくなっています。

本町では、町有林の多面的機能を発揮するため、下刈、間伐、枝打ちなどの作業計画を立て実施しています。また、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために創設された国税の「森林環境税」を徴収しています。本町では毎年度、森林環境譲与税の用途状況について公表しており、2023（令和5）年度は森林整備を促進するため、モデル的に町有林の森林整備を実施しました。

●水田が農地の約7割を占めています

2020（令和2）年における本町の経営耕地面積の内訳は、田が67.8%、畑30.3%となっており、田が約7割を占めています。

ふれあい農園整備事業として、新規就農や販売を見据えた野菜栽培をしたいという方を対象に、研修農園を貸し出しています。



農業経営体の経営耕地面積の内訳（2020年）
【資料：農林水産省「農林業センサス」（清水町統計書）】



農地や用水路の変遷

本町は昔、水田の広がる農村地域でした。玉川・堂庭・湯川・久米田・戸田・畑中・的場の農地は、泉耕地とよばれる条里制の名残のある水田地帯であり、徳倉地区も下徳倉から上徳倉の家々が見渡せるほど水田が広がっていました。しかし、1918（大正7）年に大規模な繊維工場、高度経済成長期には重工業関連の工場や卸団地が進出するとともに、近年では住宅地や商業施設が立地して、農地は次第に減少してきました。また、1958（昭和33）年の狩野川台風以来、治水事業によって多くの河川や用水路が川床と両岸がコンクリートの三面護岸となりました。このように、本町の農地を取り巻く環境は、まちの変遷とともに大きく変わってきました。

【資料：清水町史・通史編（上巻・下巻）・資料編Ⅰ（自然）】

2-4 植物

●柿田川の河畔林と狩野川沿いの河辺林は、人の影響を大きく受けていない自然林です

柿田川沿いにはスダジイ、アラカシなどの常緑広葉樹や、ムクノキやエノキ、ハンノキといった落葉広葉樹からなる河畔林があり、狩野川沿いにはヤナギ類からなる河辺林が分布しています。これらの河畔林・河辺林は、人の影響を大きく受けていない自然林であり、本町にとっては重要な植生です。また、町南部の本城山や徳倉山には、コナラなどからなる二次林やウバメガシの純林、スギ・ヒノキ植林がみられます。



柿田川の河畔林

●「フォッサマグナ地区」の特徴的な植物が分布します

本町は日本の植物区系の「フォッサマグナ地区」に位置しています。フォッサマグナ地区南部の森林には、イズカニコウモリ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ハチジョウキブシ、ハコネウツギ、マメザクラといった、この地区にしかみられない特殊な植物が生育しています。これらの種の多くは、箱根山、愛鷹山、天城山が起源と考えられます。



フォッサマグナ地区の植物
【資料：日本の植物区系】



イズカニコウモリ



アマギカンアオイ

●水田を生育地とする植物の絶滅が危惧されます

農地は果樹や茶、野菜の栽培地にみられる畑地雑草群落、水田でみられる水田雑草群落などの植生が分布しています。かつて町内に広く分布していた水田は、市街地の拡大とともにその面積が大きく減少しました。本町で確認されている絶滅危惧種の中には、ミズアオイ、アギナシ、オオアカウキクサ、オオアブノメなどの水田を生育地とする植物が含まれています。



ミズアオイ

●柿田川や境川ではミシマバイカモがみられます

湧水河川である柿田川や境川では、その流域や水中に生育するミシマバイカモだけでなく、ヒンジモ、セキシヨウモ、エビモ、カワデシャといった固有種や絶滅危惧種が数多く生育しています。



ミシマバイカモ

●社寺林や街路樹などは市街地の貴重な緑です

市街地では、人の活動による影響を受けやすい環境にあるため、外来種の定着が進んでいます。その一方、古くからの寺院や神社の社寺林、国道1号沿いのケヤキの街路樹、長沢の松並木、公園緑地などがあり、都市部の貴重な緑になっています。



智方神社のクスノキ

【資料：清水町史・資料編Ⅰ（自然）、国土交通省・河川水辺の国勢調査・河川環境データベース】

2-5 動物

●平地が多いため、生息する哺乳類は限られます

狩野川の河川敷や住宅周辺の畑地にはアカネズミやアズマモグラ、外来種のハクビシンなどがみられます。また、柿田川周辺ではタヌキやアナグマ、徳倉付近ではキツネが確認されています。

南部の徳倉山周辺にはイノシシが生息するほか、ニホンザルがみられることがあります。



アカネズミ



タヌキ

●水辺を中心に水鳥をはじめとする鳥類が生息しています

柿田川にはカワセミやカルガモなどの水鳥に加えて、河畔林にはヤマガラやシジュウカラなど森林性の鳥類がみられます。また、狩野川ではダイサギやカワウがみられるほか、冬鳥としてヒドリガモ、コガモなどのカモ類が飛来します。

住宅地や水田・畑地にはスズメ、ムクドリ、アオサギなど、山地にはフクロウやヤマドリなどの森林性の鳥類が生息しています。



カワセミ



ヤマガラ

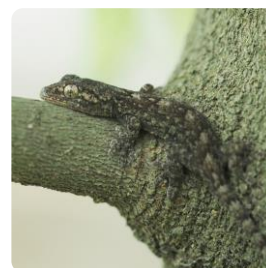
●トカゲ類、ヘビ類、カメ類などの爬虫類が生息しています

ニホンカナヘビやオカダトカゲなどのトカゲ類、ヤモリなどは市街地の環境に適応し、公園や住宅地周辺でもみられます。

ヘビ類は森林から水辺の環境を利用する種が多く、本町ではアオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、ニホンマムシなどが記録されています。また、イシガメ、ニホンスッポンなどのカメ類は河川で確認されています。



オカダトカゲ



ヤモリ

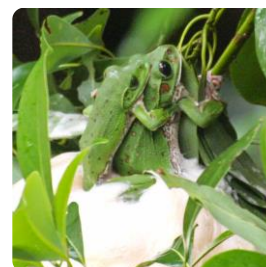
●水田や柿田川にカエル類などの両生類が生息しています

水田にはヌマガエルやアマガエルのほか、ツチガエル、トノサマガエルなど、最近では減少しつつあるカエル類が生息しています。

柿田川には溪流に生息するカジカガエルのほか、モリアオガエル、アカハライモリがみられます。「清水町史」によると、モリアオガエルは1950年代に本町では絶滅し、現在は他の地域からオタマジャクシを移植したものが自然繁殖していると記載されています。



ツチガエル



モリアオガエル

【資料：清水町史・資料編Ⅰ（自然）、国土交通省・柿田川自然再生計画、国土交通省・柿田川パンフレット、天然記念物「柿田川」保存管理計画】

●柿田川に冷水や湧水を好む魚類が生息しています

町内を流れる河川には、アブラハヤやドジョウなど一生活を淡水で過ごす種に加えて、アユ、アユカケ、ウツセミカジカなど、海と川を行き来する魚類がみられます。

柿田川は年間を通じて水温が 15℃程度で夏季でも水温が低いため、アマゴやカジカ、ホトケドジョウなど冷水や湧水を好む魚類が生息しています。また、晩秋になると柿田川の水は温かいため、狩野川から多数のアユが産卵のために柿田川に入ってきます。



アユ



カジカ

●河川、公園・緑地、山地などに多様な昆虫類が生息しています

柿田川ではハグロトンボやアオハダトンボなどのトンボ類がみられます。アオハダトンボは水温が低い清流に生息し、県内では柿田川が最も有名な生息地です。柿田川の川沿いにはハンノキが生育し、平地では湿地などに生息地が限られるミドリシジミが生息することも特徴です。また、狩野川の河川敷にはショウリョウバッタやマツムシ、モンキチョウなど草地にみられる種が生息しています。

公園・緑地には、ヤマトシジミやツバメシジミ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、畑ではウリハムシ、水田にはヒメガムシ、コガムシといった昆虫がみられます。

本城山にはクヌギやコナラ、エノキなどの雑木林があり、カブトムシやノコギリクワガタ、ヤマトタマムシ、サトキマダラヒカゲなどが生息しています。



アオハダトンボ



ミドリシジミ



ノコギリクワガタ



ヤマトタマムシ

2-6 重要種（絶滅危惧種を含む）

●絶滅が危惧される種が確認されています

柿田川では、植物はミシマバイカモ、ヒンジモ、ミクリ、ナガエミクリなど、動物はカジカガエル、カジカ、アオハダトンボ、ヤマトセンブリなどの湧水や溪流に生息する種がみられます。鳥類では山間地の河川などに分布するヤマセミが生息していましたが、近年は静岡県内各地で減少しつつあり、現在は柿田川でもみられなくなりました。

山地では、アマギカンアオイ、イズカニコウモリ、ミシマサイコ、マツバラシ、クマガイソウ、エビネなどの植物、アオバズク、フクロウ、サトキマダラヒカゲ、オオチャバネセセリなどの動物がみられます。



ミクリ



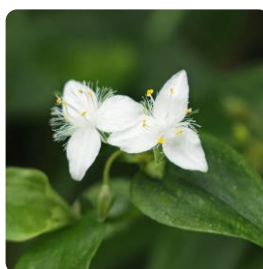
トノサマガエル

【資料：清水町史・資料編Ⅰ（自然）、国土交通省・河川水辺の国勢調査・河川環境データベース、国土交通省・柿田川自然再生計画、国土交通省・柿田川パンフレット、天然記念物「柿田川」保存管理計画】

2-7 外来種

●町内でも外来種の分布が拡大しています

本町では、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポなどの外来種の植物が市街地や河川敷などで多くみられます。自然の豊かな環境が残る柿田川でも近年、特定外来生物のナガエツルノゲイトウや生態系被害防止外来種のノハカタカラクサが確認され、オオカワヂシャとともに駆除作業が進められています。これら外来植物の繁殖力は極めて強く、今後の拡大が懸念されています。



ノハカタカラクサ



オオクチバス

動物では、アカミミガメ、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギル、アメリカザリガニ、アカボシゴマダラなどの特定外来生物のほか、ハクビシン、クマネズミ、タイリクバラタナゴ、キマダラカメムシなどが確認されています。

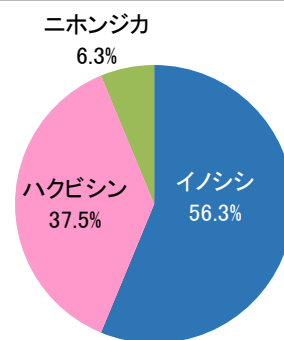
【資料：清水町史・資料編Ⅰ（自然）、国土交通省・河川水辺の国勢調査・河川環境データベース、静岡県 の 帰化植物、国土交通省・柿田川自然再生計画、国土交通省・柿田川パンフレット】

2-8 野生鳥獣

●イノシシ、ハクビシンなどによる被害が発生しています

本町では、「清水町鳥獣被害防止計画」を策定するとともに、鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握をしています。近年、イノシシ（徳倉山周辺）、ハクビシン（町内全域）、ニホンジカ（町内全域、特に狩野川沿い）による農作物への被害が報告されています。

農業者、猟友会、農協、行政間で被害状況等に関する情報共有及び被害防止策の検討、捕獲の担い手育成のための研修会を開催しています。



被害金額の内訳（2020年度）

【資料：清水町鳥獣被害防止計画】

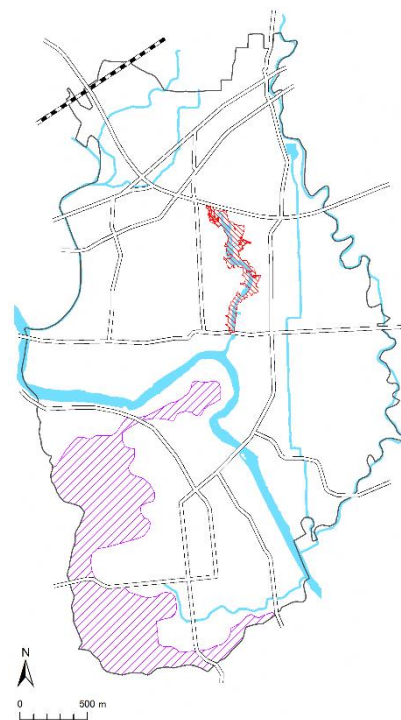
2-9 保護地域

●鳥獣保護区や天然記念物の保護地域があります

本町の生物多様性に関する保護地域※は、香貫山鳥獣保護区及び天然記念物・柿田川で合計 1.15km² です。これは、町域全体（8.81km²）の約 13%にあたります。国が「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げている「30by30 目標」の達成に向け、保護地域及び OECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）の面積のさらなる拡大が求められています。

※生物多様性に関する保護地域としては、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、保護水面、共同漁業権区域などがあります。

- 香貫山鳥獣保護区
- 天然記念物柿田川指定地内
- 道路
- 鉄道
- 河川



保護地域

【資料：国土数値情報】

第3節 生活環境

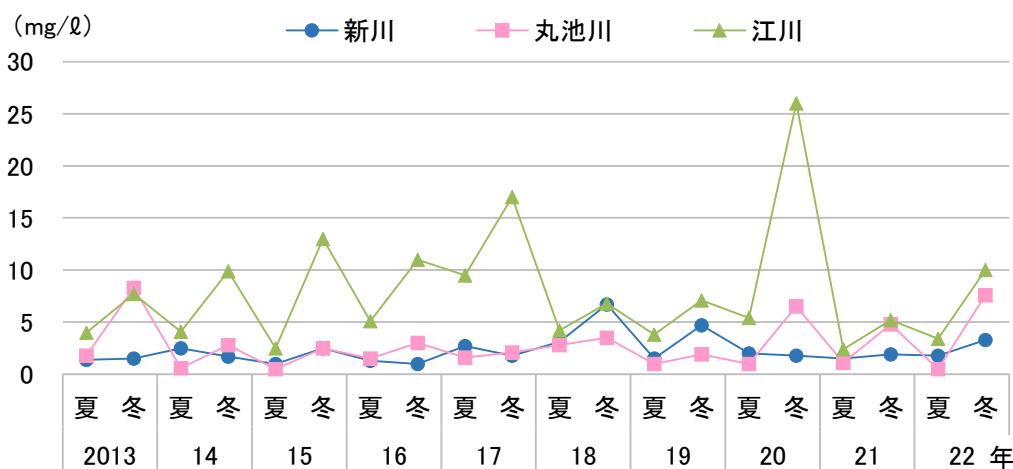
3-1 水質

●柿田川は良好な水質を維持しています

本町では柿田川の水質を監視するため、大腸菌数調査を第1展望台下・湧水元、第2展望台下・湧水元の4地点で実施しています。2022（令和4）年度は、どの地点も河川における自然環境保全・水道1級の環境基準（大腸菌：20CFU/100ml以下）を下回りました。

●新川・丸池川・江川で水質調査を実施しています

本町では、生活排水等による河川の汚染状況を監視するため、新川、丸池川、江川の3河川で年2回、水質調査を実施しています。BODは概ね横ばいで推移していますが、年によって変動がみられます。

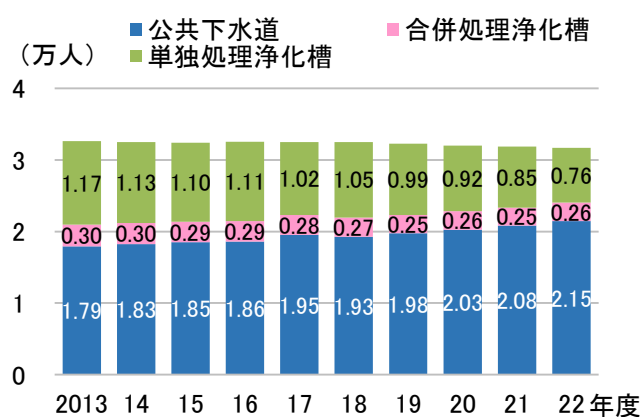


町内河川のBOD調査結果の推移

【資料：清水町くらし安全課】

●約8割の世帯では生活排水が適切に処理されています

し尿くみ取りや単独処理浄化槽では、台所・洗濯・風呂などから排出される生活排水が未処理のまま、身近な公共用水域に放流されるため、水質汚濁の原因となっています。そのため、本町では、公共下水道の整備、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への切り替えを推進しています。2022（令和4）年度の汚水処理人口普及率は82.7%であり、県平均(84.9%)と比較すると若干低くなっています。



処理形態別人口の推移

【資料：一般廃棄物処理実態調査】

●井戸水や湧水量の調査・監視を行っています

有機塩素化合物による地下水汚染を監視するため、本町では総合運動公園、温水プール、堂庭地内事業所、徳倉地内住宅地の4か所の井戸水について水質検査を実施していますが、どの場所も環境基準を下回っています。

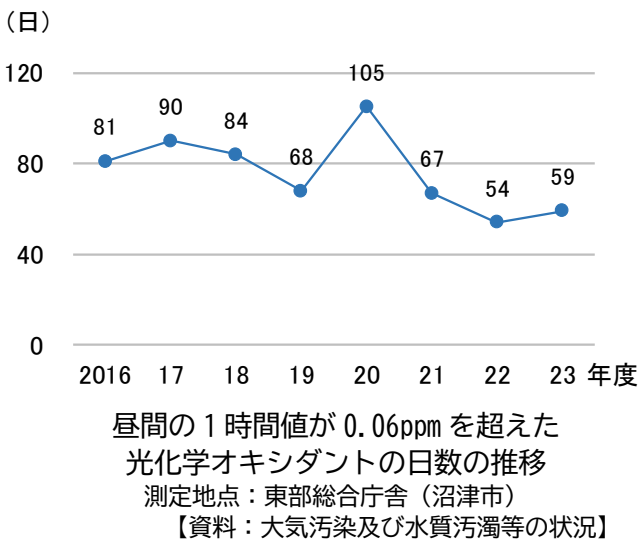
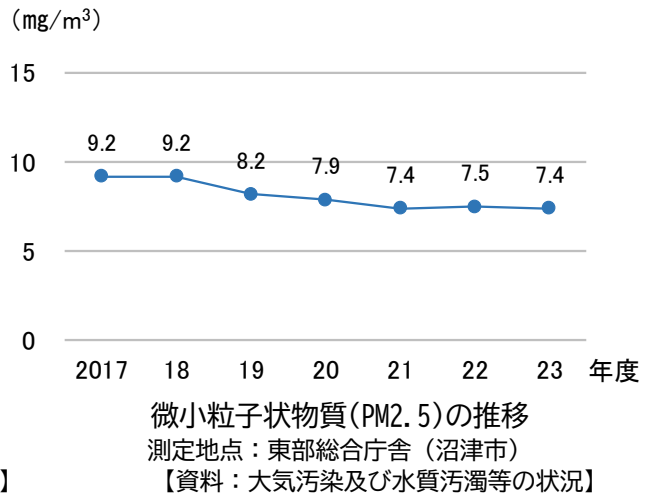
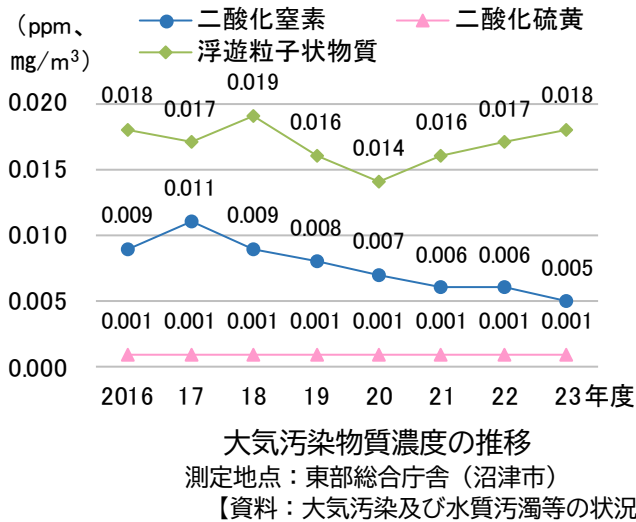
また、沼津市・三島市・清水町の行政・議会・商工団体・地下水採取者で構成された「黄瀬川地域地下水利用対策協議会」が黄瀬川地域の地下水位や湧水量の調査、保全活動を行っています。

3-2 大気汚染・騒音・振動

●大気環境基準は概ね達成しています

本町には、大気環境の測定地点はありませんが、最寄りの東部総合庁舎（沼津市）のデータを見ると、二酸化窒素(NO_2)、二酸化硫黄 (SO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)の測定値は、継続して環境基準を達成しています。

また、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、これは県全体でも同じ傾向にあり、2023（令和5）年度に環境基準を達成している測定局（全43地点）は県内にありません。



- 【環境基準】
- 二酸化窒素 (NO_2)：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
 - 二酸化硫黄 (SO_2)：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下
 - 浮遊粒子状物質 (SPM)：1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下
 - 微小粒子状物質 (PM2.5)：1年平均値15 μg/m³以下かつ1日平均値35 μg/m³以下
 - 光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下

●自動車騒音は概ね環境基準を達成しています

静岡県「大気汚染及び水質汚濁等の状況」によると、2022（令和4）年における本町の自動車騒音の常時監視結果（面的評価）は、一般国道1号で昼夜達成93.4%、県道で昼夜達成99.7%となっています。

3-3 有害化学物質

●ダイオキシン類は環境基準を達成しています

本町では、土壌のダイオキシン類濃度に関する測定を実施していますが、毎年度、環境基準（土壌：1,000pg-TEQ/g以下）を達成しています。

ダイオキシン類の調査結果（2016～2023年度）（単位：pg-TEQ/g）

調査地点	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
外原児童遊園地	0.05	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.03
柿田児童遊園地	0.9	1.8	1.7	0.08	1.2	0.11	0.21	0.12
西小グラウンド	1.7	4.6	1.7	2.5	3.0	1.6	1.8	1.5
南中グラウンド	5.6	5.4	6.2	1.7	1.9	1.3	1.0	2.5

【資料：くらし安全課】

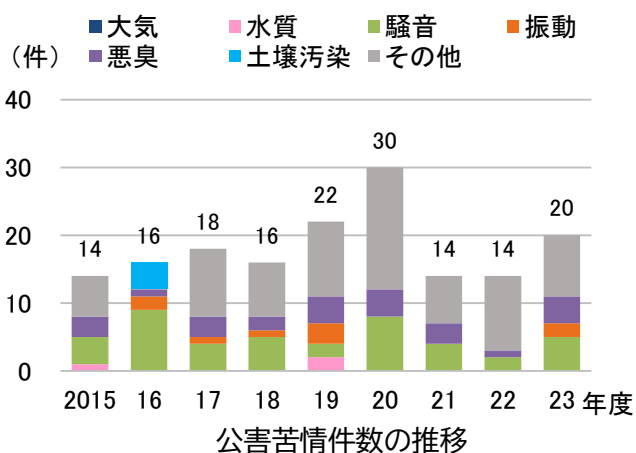
3-4 公害苦情

●毎年10～30件の公害苦情があります

2023（令和5）年度の公害苦情件数は合計20件でした。公害の発生を未然に防止するため、事業所に対する指導を行っていることから、大きな問題はありませんでしたが、個人の感覚的、心理的、あるいは隣人間のトラブルに起因した苦情が多くなっています。

本町では静岡県と協力し、2023（令和5）年度は立入検査を2事業者で実施しましたが、「水質汚濁防止法」に基づく規定値等に違反は認められませんでした。

焼却設備を使用せず廃棄物を焼却する野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されており、町のホームページなどで普及啓発をしています。



【資料：くらし安全課】

3-5 動物愛護

●動物愛護に関する取組を推進しています

飼っている動物が何かの理由で飼えなくなってしまった人や、犬・猫の新しい飼い主を探すのに役立ててもらうための掲示板「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を住民ホール、地域交流センター、防災センターに設置しています。

犬は保健所と連携して、狂犬病予防注射の実施と飼養等についての飼い主への指導を行っています。また、捨て猫を減らすため、猫の避妊・去勢手術を行った場合に補助金を交付しています。2021（令和3）年度からは、飼い主のいない猫に特化した補助金に改正して実施しています。

飼養動物の適正管理及び愛護思想の普及と啓発を行う、動物愛護教室を毎年開催しています。

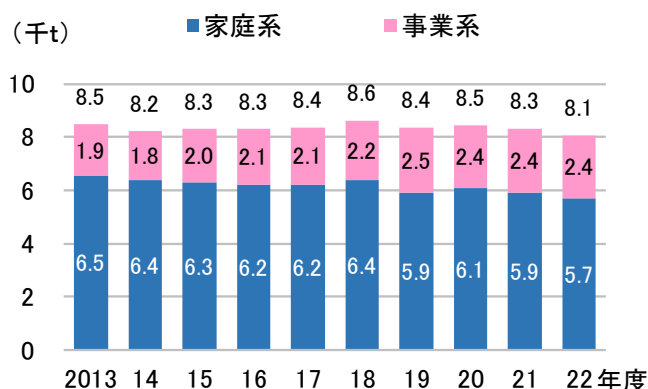
第4節 資源循環

4-1 ごみ

●1人1日当たりのごみ排出量は国や県よりも少なくなっています

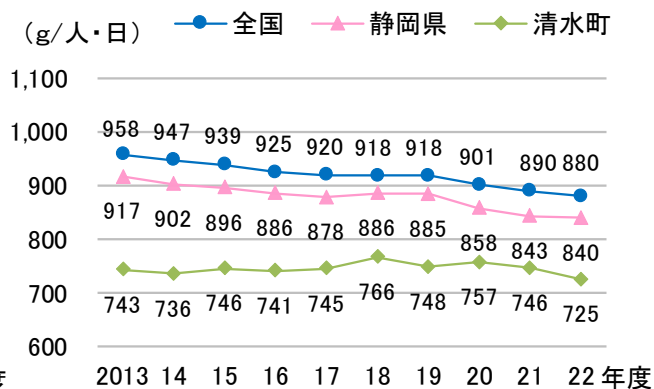
2022（令和4）年度の一般廃棄物排出量は8,058tで、このうち家庭系ごみは5,705t（70.8%）、事業系ごみは2,353t（29.2%）でした。家庭系ごみの排出量は、減少傾向にあります。事業系ごみは、町内の大型スーパーの増床や老人健康施設の開設等の影響により、2015（平成27）年度から増加傾向となっています。

2022（令和4）年度の1人1日当たりのごみ排出量は、本町が725g/人・日、国が880g/人・日、静岡県が840g/人・日です。国は1人1日当たりのごみ排出量を2025（令和7）年度までに850g/人・日とするという目標を掲げており、本町は目標を達成しています。



一般廃棄物排出量の推移

【資料：一般廃棄物処理実態調査】



1人1日当たりの排出量の推移

【資料：一般廃棄物処理実態調査】

4-2 ごみ分別

●ごみは7種類に分別・収集して再資源化しています

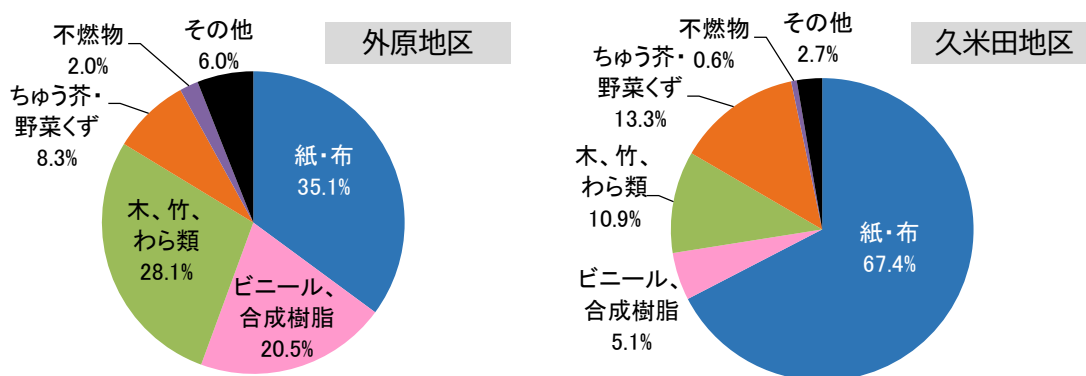
本町では、①可燃ごみ、②不燃ごみ、③ガラス類、④金属類、⑤粗大ごみ、⑥乾電池、⑦プラスチックごみに分別して収集を行っています。このほか、役場、町地域交流センター、町防災センターに小型家電製品の回収ボックスを設置して、テレビ等のリモコン、電卓など、投入口（直径13cm）に入れることのできる小型家電製品を回収しています。

「家庭ごみの分別と正しい出し方」（2021（令和3）年改訂）の冊子を役場、地域交流センター、防災センター及び広報紙の折り込みで配布して、分別の徹底を図っています。また、島田商業高校の生徒が清水町のごみ収集日日程表をアプリ化し、「5374 アプリ清水町版」を製作しました。町内の地区別ごみの収集日と分別について、スマートフォンなどで簡単に確認できるのが特徴です。

4-3 ごみ組成

●可燃ごみには紙・布が多く含まれています

2023（令和5）年度の可燃ごみ成分分析調査の結果は、外原地区で紙・布（35.1%）、木、竹、わら類（28.1%）、ビニール、合成樹脂（20.5%）が多くなっており、久米田地区では紙・布（67.4%）、ちゅう芥・野菜くず（13.3%）、木、竹、わら類（10.9%）が多くなっています。



ごみ組成調査結果 (2023年度)

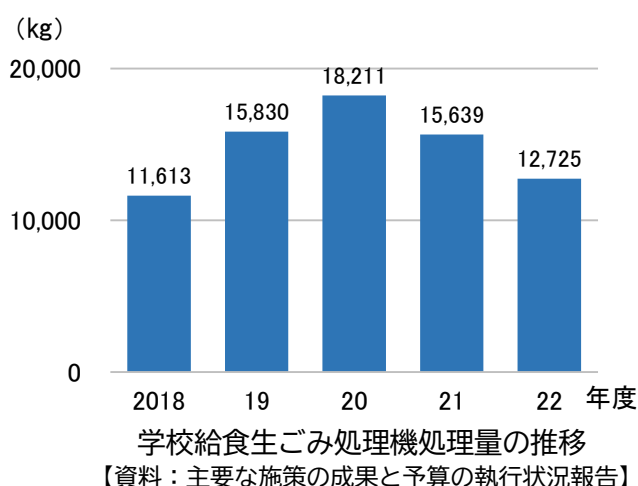
【資料：くらし安全課】

4-4 生ごみの減量

●家庭や学校の生ごみの堆肥化を推進しています

本町では家庭から出る可燃ごみの減量化を図るため、町民に電動式生ごみ処理機、生ごみ処理器（コンポスト・ボカシ容器）などの設置を促すとともに、設置者に対して補助を行っています。2023（令和5）年度は、28件（電動式生ごみ処理機26件、コンポスト器2件）の補助金を交付しました。

また、学校給食の生ごみの減量を図るため、各学校に生ごみ処理機を1台設置しています。2022（令和4）年度の小・中学校における学校給食の生ごみ処理量は、12,725kgとなっています。



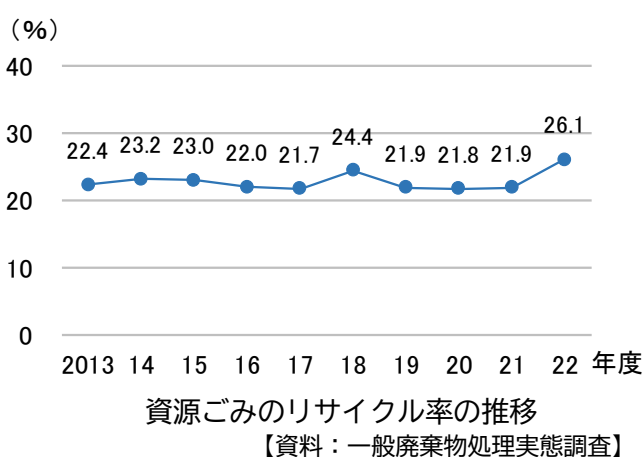
4-5 リユース・リサイクル

●リサイクル率は国や県より高くなっています

本町の2022（令和4）年度における資源ごみのリサイクル率は26.1%であり、全国（19.6%）や静岡県（18.4%）と比較して高くなっています。

本町では、剪定枝・葉の回収を実施するとともに、粗大ごみ置場に搬入された古着類を分別して処理しています。古着類は近年、事業者の買い取りが困難となり、2021（令和3）年度からは有償処分となりました。また、家庭からの使用済み植物性の廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）へのリサイクルに取り組んでいます。

さらに、一般家庭で再利用できる生活用品について情報収集し、「広報しみず」への掲載や町民ホールでの掲示により、住民に紹介する「不用品活用バンク」を行っています。2022（令和4）年度は75件の登録数があり、35件が成立しました。



4-6 プラスチック・食品ロス対策

●プラスチックごみの分別収集を行っています

プラスチックごみの減量と再資源化を図るため、本町では2000（平成12）年度からペットボトル、発泡スチロール、その他のプラスチック類のプラスチック系ごみ、2015（平成27）年10月からペットボトル、容器リサイクルプラスチック類、その他プラスチック（製品プラスチック）類の分別に変更し、分別収集を開始しました。プラスチック類は、2020（令和2）年7月からすべてのプラスチック製レジ袋が有料化になるなど、国をあげての取組が実施されています。

●食品ロス対策としてフードドライブを実施しています

食品ロスの削減に向け、本町では「認定特定非営利活動法人フードバンクふじのくに」と協力して、フードドライブに寄贈していただいた食品などを、支援を必要とする人へ提供しています。2022（令和4）年度は、夏季・冬季にフードドライブを行い、夏季192.1kg、冬季105.1kgが集まりました。



フードドライブ

4-7 中間処理・最終処分

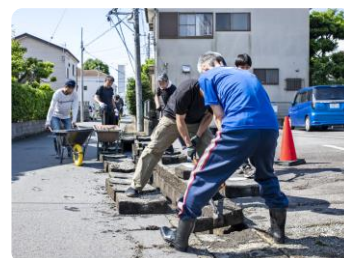
●ごみを適切に処理しています

本町は、独自の廃棄物処理施設を整備していないことから、可燃ごみは沼津市、埋立ごみやプラスチック系ごみなどは、民間事業者等に処理を委託しています。なお、プラスチック系ごみ、埋立ごみなどは、可能な限り再資源化の処理を行う民間事業者に委託しています。また、沼津市の清掃プラントは、十分な耐震性を確保することなどを目的として新中間処理施設の整備を行っています。

4-8 環境美化・不法投棄

●各地域で環境美化活動を実施しています

本町では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている廃棄物減量等推進員として「清水町ごみ減量等推進委員」、「清水町環境美化条例」に基づく「清水町環境美化推進委員」制度を設けており、各区から推薦された方に委嘱しています。また、毎年6月の第一日曜日に町民総参加の清掃活動「1万人クリーン作戦」を実施しています。



1万人クリーン作戦

●不法投棄パトロールを実施しています

本町では、不法投棄防止の一環として、定期的にパトロールを実施し、道路等に不法に投棄された廃棄物を処理しています。2022（令和4）年度の家電リサイクル対象品目等の不法投棄処理件数は2件でした。



不法投棄

第5節 地球環境

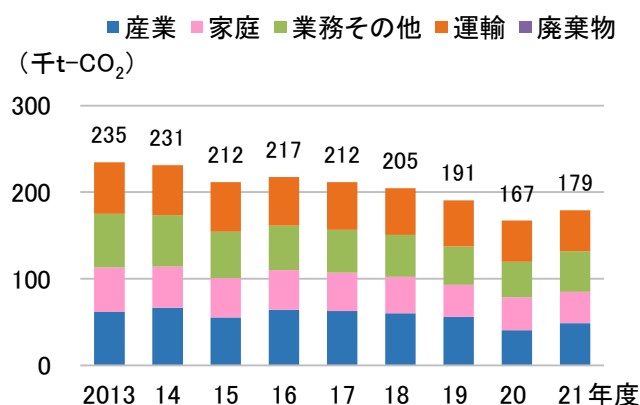
5-1 温室効果ガス排出量

●町域の二酸化炭素排出量は減少しています

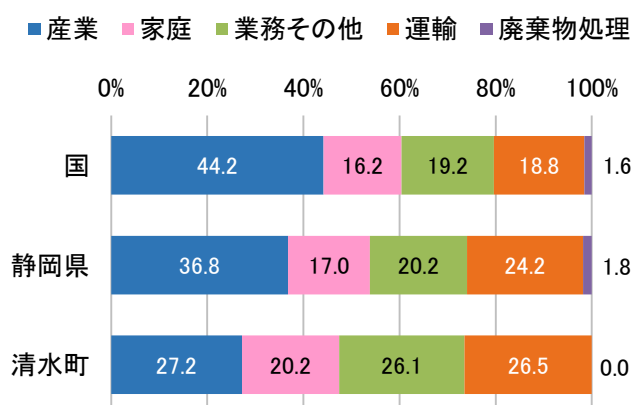
本町の2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量は、179千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比で23.8%減少しています。

2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量は産業部門48.7千t-CO₂（27.2%）が最も多く、次いで運輸部門47.5千t-CO₂（26.5%）、業務その他部門46.7千t-CO₂（26.1%）、家庭部門36.2千t-CO₂（20.2%）の順となっています。

2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量を国や県と比較すると、本町は産業部門の比率が低く、家庭部門と業務その他部門は比率が高いのが特徴です。



二酸化炭素排出量の推移
【資料：環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】

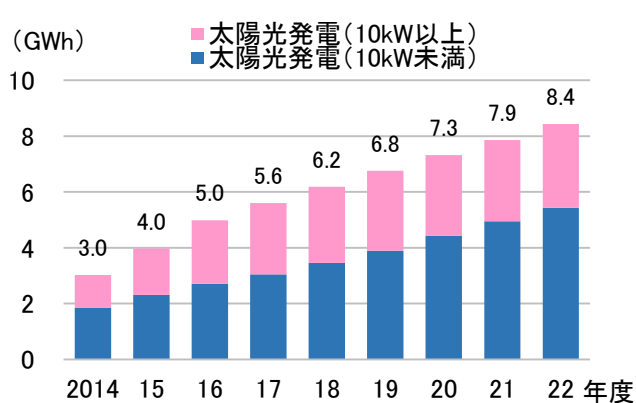


二酸化炭素排出量の比較（2021年度）
【資料：環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】

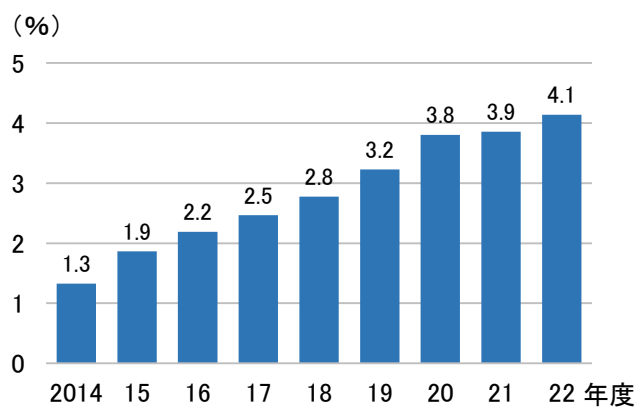
5-2 再生可能エネルギー

●太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの普及が進みつつあります

環境省の「自治体排出量カルテ」によると、2022（令和4）年度の本町の再生可能エネルギー（太陽光発電）の発電電力量は8.4GWhで、近年増加傾向にあります。本町における総電力使用量に占める再生可能エネルギーの導入割合は4.1%で県平均21.4%よりも低くなっています。



再生可能エネルギーの発電電力量の推移
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】

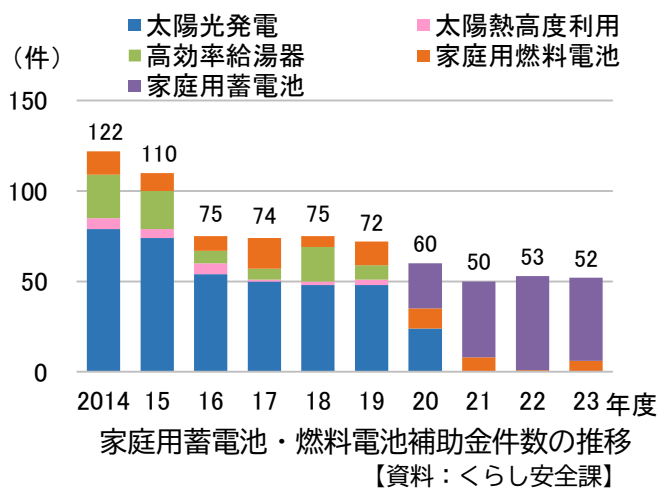


総電力使用量に占める再生可能エネルギーの導入割合
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】

●蓄電池などへの補助を行っています

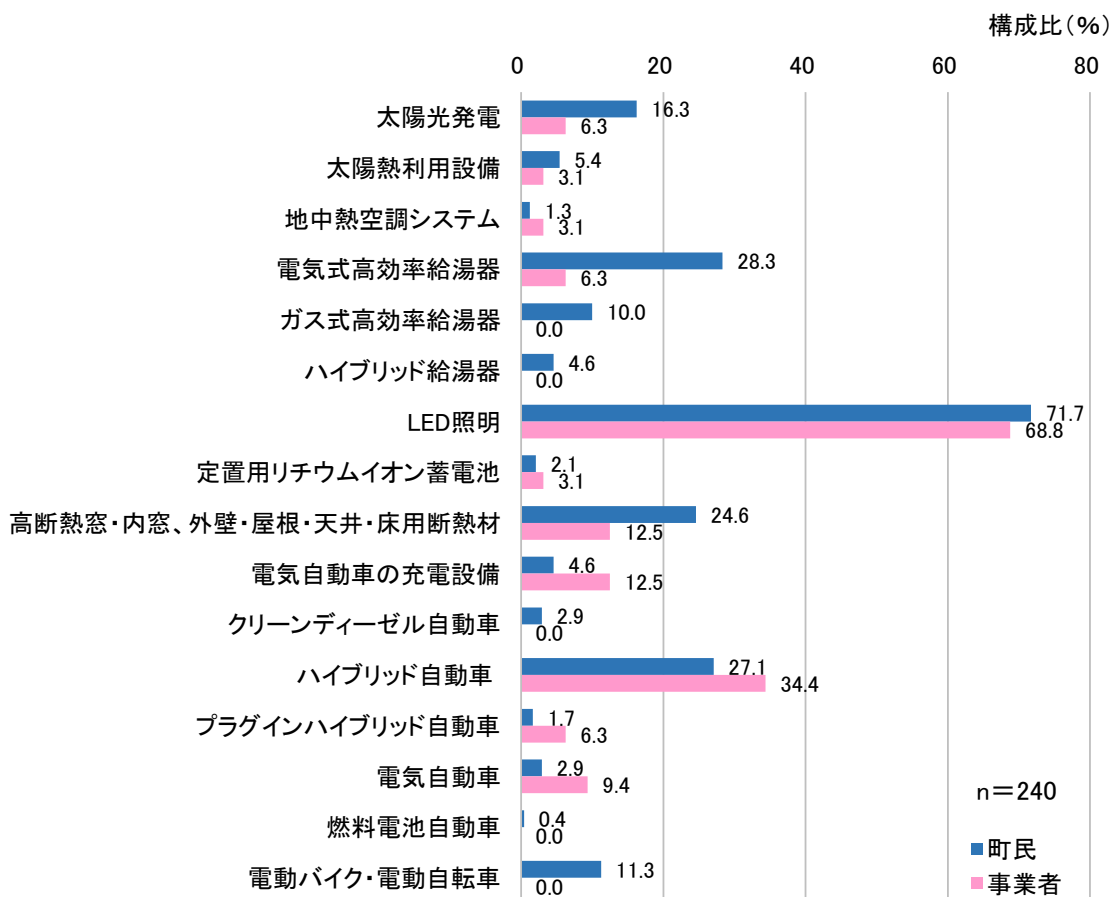
本町では、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、家庭用蓄電池及び家庭用燃料電池の導入に対して補助金を交付しています。

2023（令和5）年度の補助件数は、家庭用蓄電池が46件、家庭用燃料電池が6件の合計52件でした。



●LED照明やハイブリッド自動車が比較的普及しています

2024（令和6）年度に実施したアンケート結果では、再生可能エネルギー・省エネルギー設備について、町民・事業者ともにLED照明やハイブリッド自動車が多くなっています。また、町民の電気式高効率給湯器、高断熱窓・内窓、外壁・屋根・天井・床用断熱材なども比較的高くなっていますが、それ以外の設備は今後の普及が期待されます。



再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及率

【資料：令和6年度 清水町環境基本計画に関するアンケート】

5-3 交通

●幹線道路では朝晩を中心に渋滞が発生しています

国道1号が町の北部地域を東西に走り、東名高速道路・沼津インターチェンジから町の中心部まで約7kmと、自動車交通の利便性が高い立地にあります。しかし、国道1号及び狩野川で南北に分断されて

おり、南北を結ぶ基幹となる道路が十分でないことに加え、近隣市町への交通の通過点となっていることから、朝晩のラッシュ時を中心に渋滞が発生しています。



渋滞の発生

2019（令和元）年度に実施した町民アンケートでは、自家用車を所有していないと外出が不便と感じている町民が多く、暮らし環境の評価として「通勤・通学や日常生活での便利さ」「バス等の公共交通機関の便利さ」は、満足度の低い結果となっています。

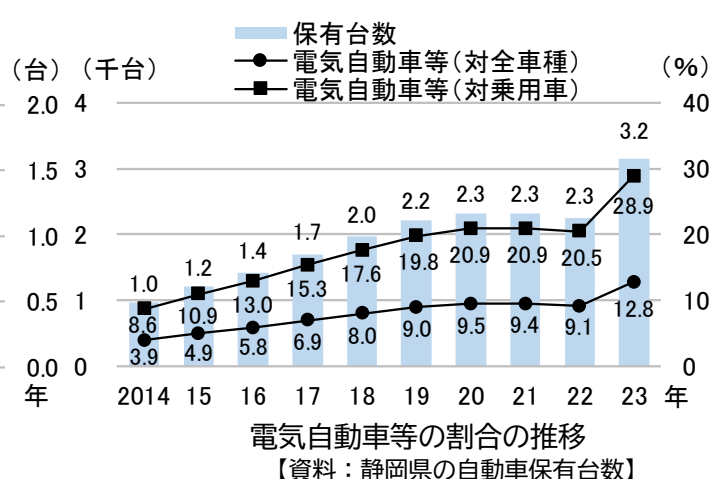
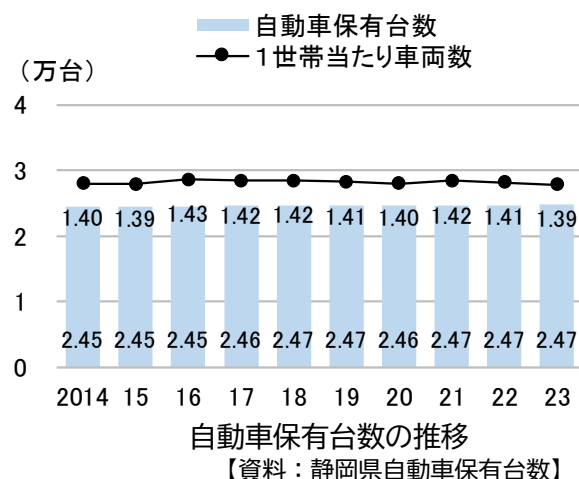
●広域的な都市交通や自転車利用空間の整備を進めています

6市4町（沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）からなる東駿河湾都市圏では、2019（平成31）年2月に「東駿河湾都市圏都市交通マスタープラン」を策定し、広域的な都市交通の施策を推進しています。なお、本町では、人や環境にやさしい自転車利用空間を整備することを目的とし、2019（令和元）年12月「清水町自転車ネットワーク計画」を策定しました。

●電気自動車等が徐々に普及しています

本町の2023（令和5）年の自動車保有台数は24,739台、1世帯当たりの平均保有台数は1.39台/世帯で県平均（1.47台/世帯）より少なくなっており、県内では23位となっています。

本町の電気自動車等の保有台数は近年、横ばい傾向となっていました。2023（令和5）年は合計3,160台（電気自動車49台、プラグインハイブリッド自動車63台、ハイブリッド自動車3,048台）となっており、近年は増加傾向となっています。2023（令和5）年の電気自動車等の全車種に占める割合は12.8%（県平均：9.7%）、乗用車に占める割合は28.9%（県平均：22.7%）となっており、いずれも県平均を上回っています。



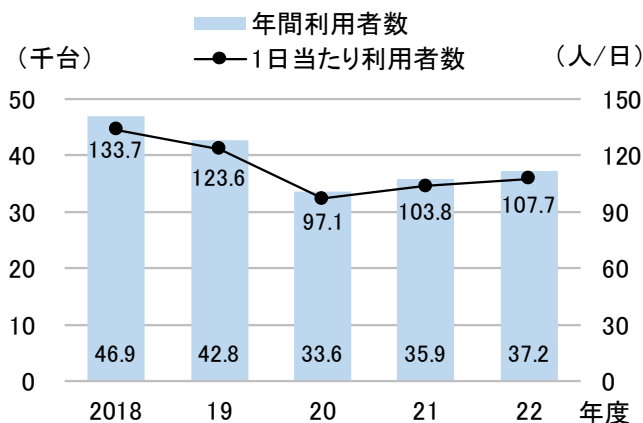
●路線バスの利用圏域は町全体を概ねカバーしています

町内を走る路線バスは、サントムーン柿田川を発着駅とし町内を循環する路線、JR沼津駅とJR三島駅間を走行する路線、長泉町と本町を往来する路線などがあります。路線バスの利用圏域は、町全体を概ねカバーしています。

その一方で、本町では、町民の生活に必要な交通手段の確保を図るため、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対する補助を実施しています。

●循環バス「ゆうすいくん号」を運行しています

交通弱者の生活交通の確保と公共交通空白域の解消を目的に、循環バス「ゆうすいくん号」を運行（株）東海バスに委託）しています。2022（令和4）年度の年間利用者数は37,161人となっています。循環バスは、1乗車100円（未就学児及び障害者手帳をお持ちの方は無料）で利用できます。また、循環バスを利用すると「ゆうすいポイント」が1回当たり10ポイント（1日1回のみ）貯まり、貯まったポイントは町内の加盟店で買い物に使用できます。



循環バスの利用者数の推移

【資料：主要な施策の成果と予算の執行状況報告】

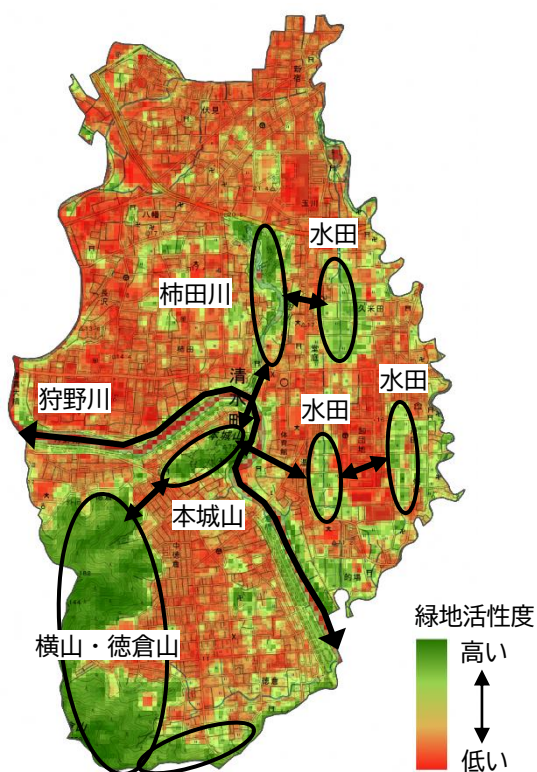


緑地活性度マップ・地表面温度マップ

本町全域の緑地活性度、地表面温度を把握するため、人工衛星画像（Landsat-8、解像度 30m、2024（令和6）年7月29日 10:15 撮影）による解析を行いました。

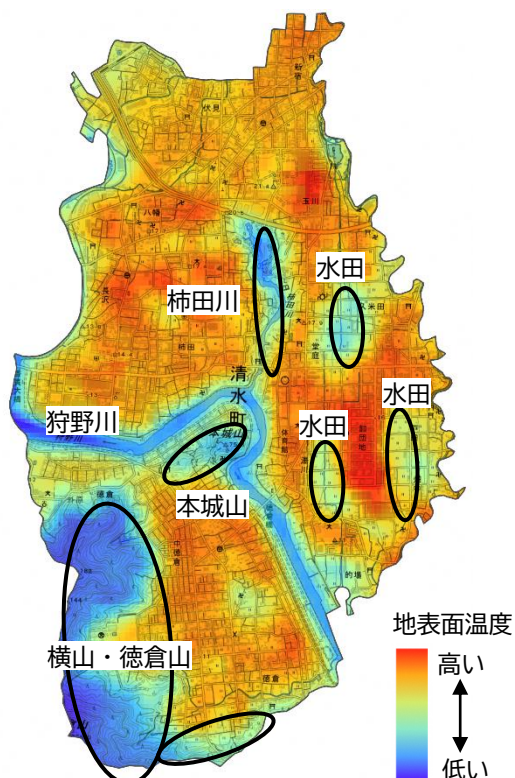
■緑地活性度マップ

緑地活性度は、緑地の活性度を表す指標で、値が高いほど植物体の量が多く、光合成が盛んなことを示します。生物多様性の保全のためには、緑地活性度の高い地点をつないでいくことが重要です。



■地表面温度マップ

森林や水田が分布している場所の地表面温度は周辺の市街地より低くなっています。気温上昇を抑えるためには、緑のある環境の保全・創出が重要です。



第6節 環境教育等

6-1 環境教育・環境学習

●小学生を対象とした環境講座などを実施しています

本町では、町主催の夏休み親子エコライフ教室、エコスクール（環境教室）、環境講座、学校における総合学習や社会科の授業などで環境教育・環境学習を実施しています。

環境教育・環境学習の事例

名称	内容
夏休み親子エコライフ教室	小学校の4～6年生を対象とした環境教育事業の一環として、水生生物観察会などを行う中で、身近な水辺環境を知ることにより、自ら環境について考え行動できる人材を育成するために夏休み親子エコライフ教室を実施しています。
エコスクール（環境教室）	2002（平成14）年度から町内の小学生を対象に、環境汚染、自然観察、ごみ減量、リサイクル等の環境の大切さを学んでもらうためのエコスクール（環境教室）を実施しています。2022（令和4）年度は水生生物観察会のみを実施し、11人が参加しました。
環境講座・冊子作成	町内の小学校の4年生に環境講座を実施しています。2022（令和4）年度は、町内の事業所との連携により、企業の環境配慮の行動などを体験する講座も実施し、連携事業所3事業所、全小学校で262人が参加しました。また、環境保全やSDGsについて学び、地域での環境活動に自ら取り組める人材育成のため冊子を作成しています。
清水小学校教材園	清水小学校の教材園は柿田川に隣接し、自然観察園として児童の学習の場・親水の場所として活用されています。柿田川の日や町のイベントに合わせて、一般開放をしています。
学校給食の牛乳パック回収	学校給食で飲み終わった牛乳パックを児童・生徒自身が洗浄して、リサイクル材として回収することにより、資源の大切さを啓蒙しています。
田植え体験	総合学習や社会科の授業の一環で毎年行っており、米づくりを通じて日本の農業や食について学んでいます。南小学校5年生が学校南側の水田で、農家者、地域のボランティアの協力による田植を体験しました。
環境イベント	2022（令和4）年度に環境保全促進事業として、「一般社団法人自治総合センター」の助成事業を利用し、環境問題を自分事として捉えるための環境講演会、エコ体験ブース及びフードドライブ等の環境に関する各種イベントを開催しました。
柿田川に関する展示	柿田川に湧き出る湧水と貴重な自然環境を改めて見つめ直し、後世へ残していく意識の高揚を図るため、柿田川の歴史、保全活動等をまとめたパネルを柿田川の保全啓発として、図書館に展示しました。

●食育推進計画に基づく食育を推進しています

2021（令和3）年3月に「第3次清水町食育推進計画」を策定し、学校における食育の推進や食品ロス削減のための啓発及び取組を支援しています。

6-2 環境保全活動

●各主体による環境保全活動が実施されています

本町では、町民、事業者、民間団体などによる環境保全活動が実施されています。

6-3 環境情報

●ホームページや広報紙で環境情報を提供しています

町のホームページや「広報しみず」の発行などにより、環境情報の提供を行っています。

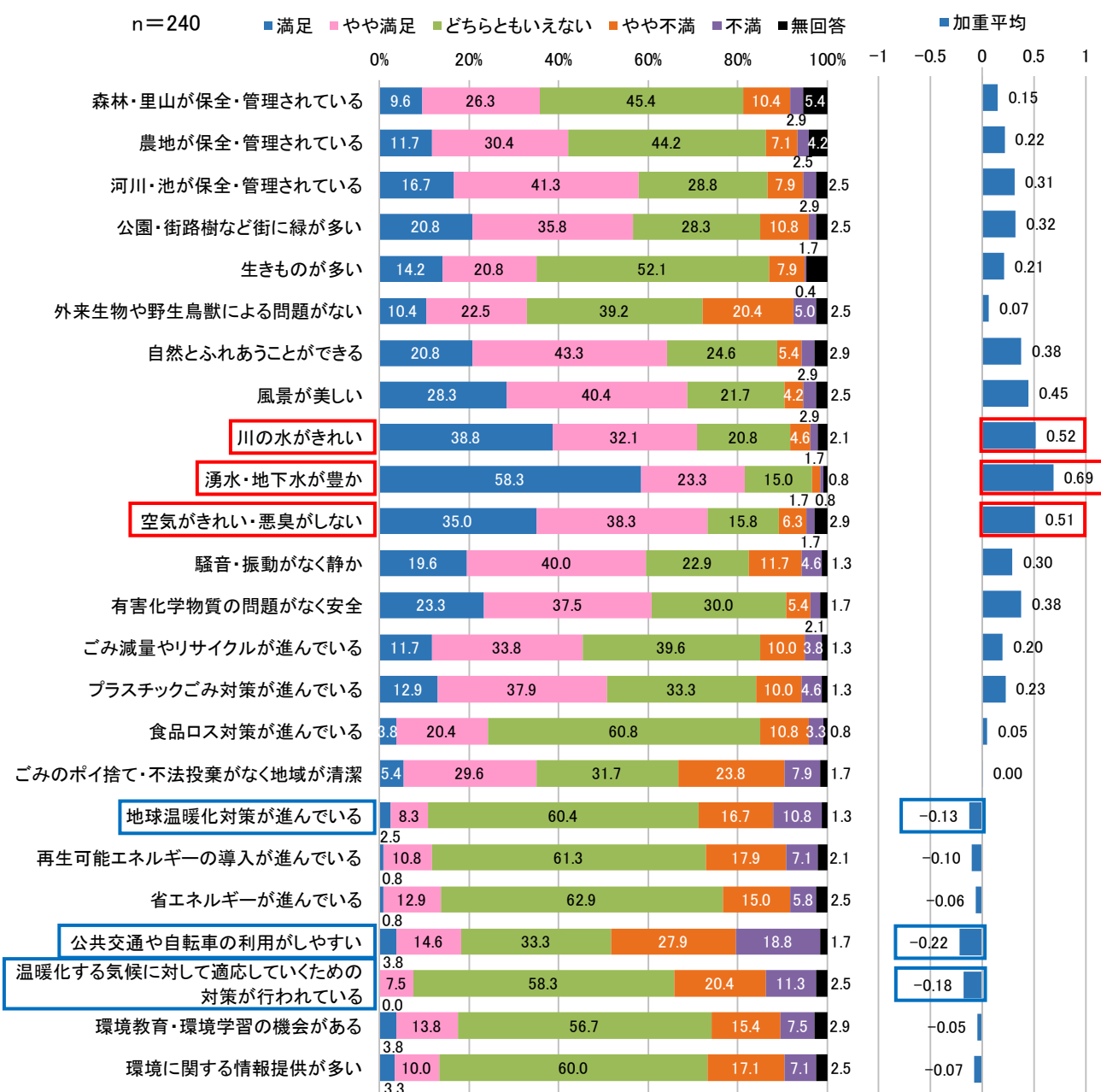
第7節 町民・事業者の意識

2024（令和6）年度に町民（900人）・事業者（100社）を対象とした「清水町環境基本計画に関するアンケート」を実施し、町民・事業者の意識について把握しました。主な結果を以下に紹介します。（資料編にも結果の一部を掲載しています）

7-1 環境に対する満足度【町民】

●湧水・地下水の豊かさ、川の水のきれいさなどの満足度が高いです

環境に対する満足度が高いのは、「湧水・地下水が豊か」（0.69）、「川の水がきれい」（0.52）、「空気がきれい・悪臭がしない」（0.51）、満足度が低いのは、「公共交通や自転車の利用がしやすい」（-0.22）、「温暖化する気候に対して適応していくための対策が行われている」（-0.18）、「地球温暖化対策が進んでいる」（-0.13）などでした。

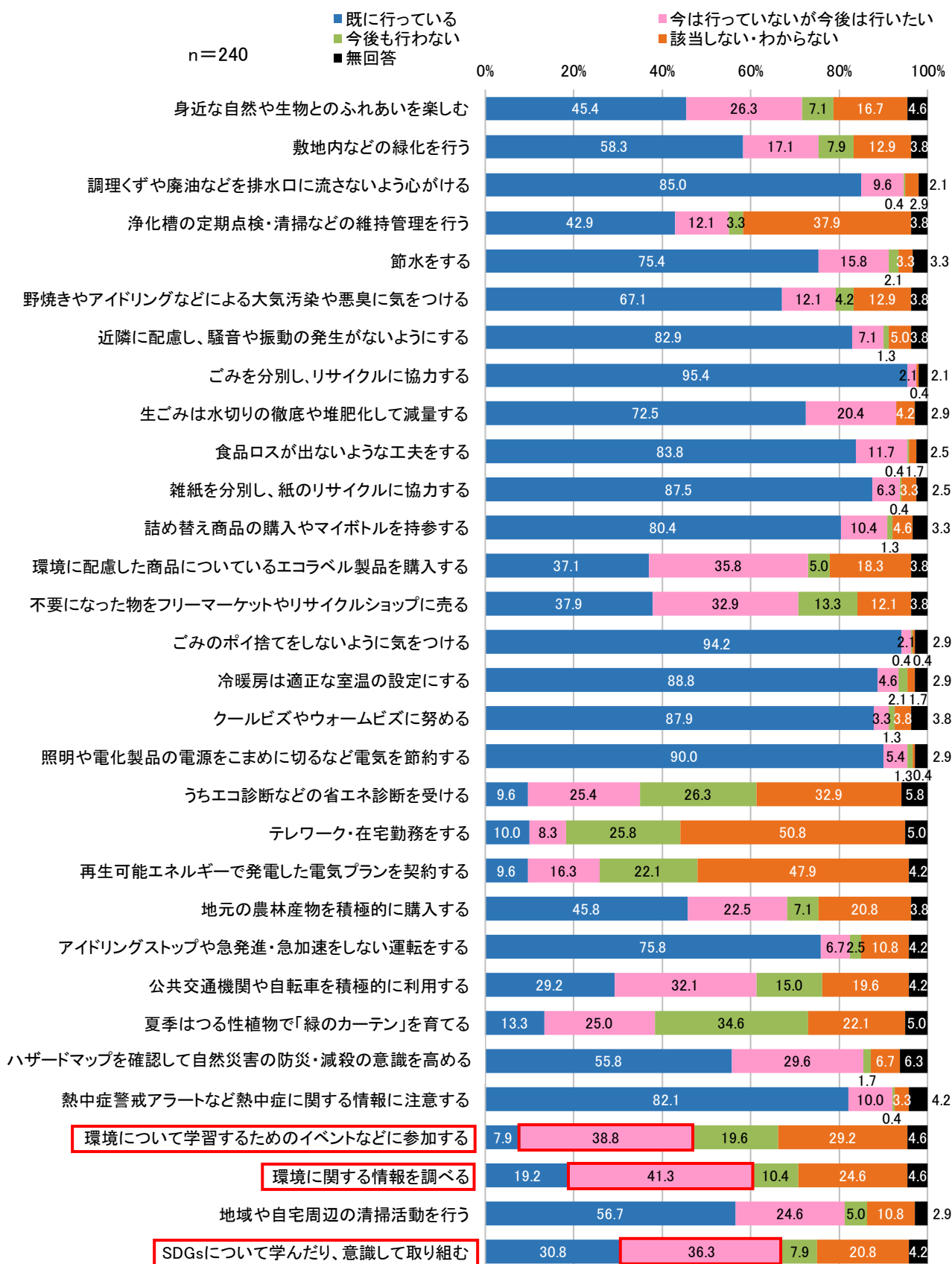


※加重平均は、「満足」を1点、「やや満足」を0.5点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-0.5点、「不満」を-1点とし、合計値を回答者数で除して算定した。

7-2 町民の取組状況【町民】

● 今後は環境情報、環境学習イベント、SDGs などの取組意向が高い傾向にあります

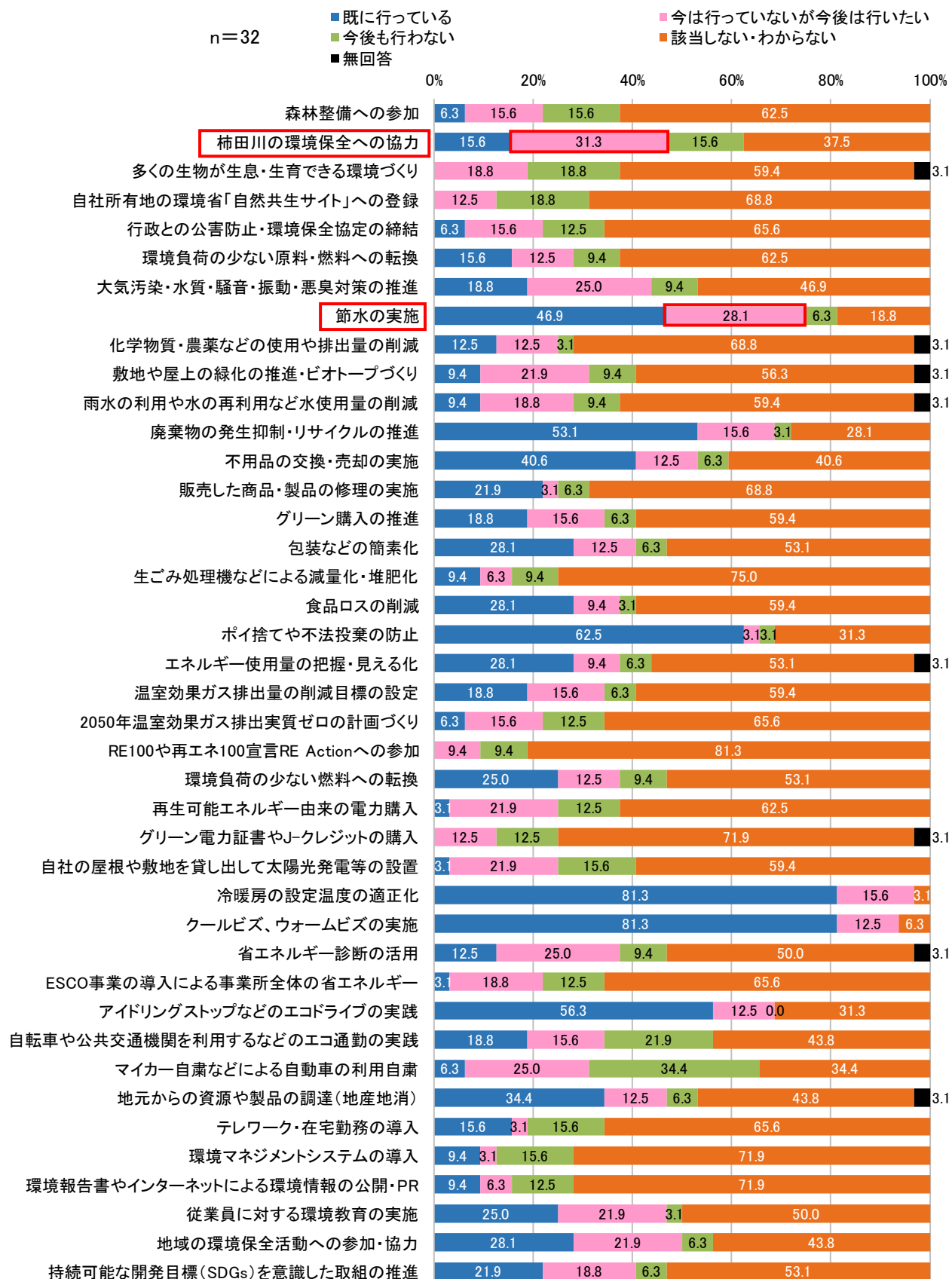
町民が今後行いたいものとして、「環境情報の収集」(41.3%)、「環境学習イベントへの参加」(38.8%)、「SDGs の学習・取組」(36.3%) などが多くあげられました。



7-3 事業者の取組状況【事業者】

●柿田川の環境保全への協力、節水の実施などの取組意向が高い傾向にあります

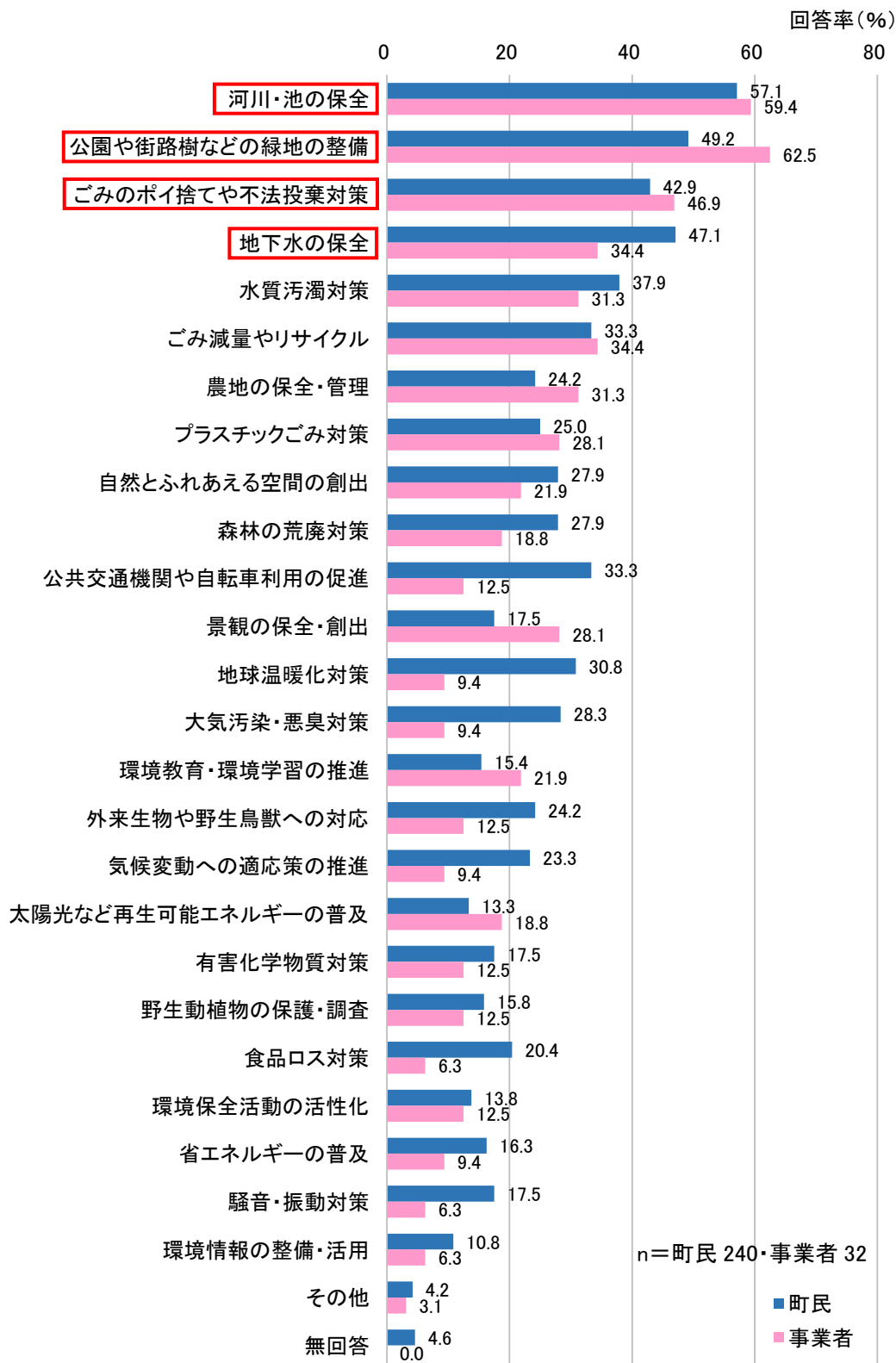
事業者が今後行いたいものとして、「柿田川の環境保全への協力」(31.3%)、「節水の実施」(28.1%)などが多くあげられました。



7-4 行政に期待する環境施策【町民・事業者】

●河川・池の保全、公園や街路樹などの緑地の整備への期待が多くなっています

行政に期待する環境施策として、「河川・池の保全」（町民 57.1%、事業者 59.4%）、「公園や街路樹などの緑地の整備」（町民 49.2%、事業者 62.5%）、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」（町民 42.9%、事業者 46.9%）、「地下水の保全」（町民 47.1%、事業者 34.4%）などが多くあげられました。



第8節 主な課題

8-1 自然環境

- ◇ 河川について水害防止のための河川整備を促進するとともに、生物多様性への配慮や人と自然とのふれあいの促進を図っていく必要があります。特に柿田川は、豊かな自然環境・生物多様性を今後も保全するとともに、柿田川の魅力発信と利用のバランスを図っていく必要があります。
- ◇ 湧水や地下水を保全するため、植樹などの地下水涵養を促進していく必要があります。
- ◇ 都市周辺の貴重な自然である公園・緑地について、今後も適切な整備・管理を行うとともに、公共施設や民有地の緑化の推進、自然景観やジオサイトの活用を図っていく必要があります。
- ◇ 森林環境譲与税の活用による森林整備、農地の保全や環境保全型農業の推進、自然観察会の開催や外来種駆除などの生物の保全・管理を推進していく必要があります。

8-2 生活環境

- ◇ 河川・地下水などの良好な水質を維持するため、下水道の整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、浄化槽の清掃・検査を推進していく必要があります。
- ◇ 大気汚染、騒音・振動など公害の発生や、有害化学物質による汚染を未然に防止する必要があります。
- ◇ 動物愛護に関する各種施策を推進していく必要があります。

8-3 資源循環

- ◇ 本町の1人1日当たりのごみ排出量は国や県よりも少なくなっているほか、リサイクル率も国や県より高くなっています。可燃ごみには紙や布の混入が多いことから、さらなる分別の徹底が必要です。
- ◇ 世界的に近年の課題となっているプラスチック・食品ロスの問題に対応していくとともに、引き続き、3Rの推進によりごみの減量・再利用・再資源化、ごみの適正処理をしていく必要があります。
- ◇ 「1万人クリーン作戦」などの環境美化活動の推進や、不法投棄の未然防止を図る必要があります。

8-4 地球環境

- ◇ 町域からの二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、パリ協定や2050年カーボンニュートラルなどの世界や国の目標の実現のためには、さらなる二酸化炭素排出量の削減が必要です。
- ◇ 再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進を図るとともに、環境負荷の少ない交通手段の普及、自転車の利用促進、森林吸収の促進を図る必要があります。

8-5 環境教育等

- ◇ こどもから大人まで人の成長のあらゆる段階、家庭・地域・職場・学校などのあらゆる場所で環境教育・環境学習、地産地消・食育を推進していく必要があります。特に柿田川・柿田川公園の環境資源を活用した環境教育・環境学習が期待されます。
- ◇ 環境情報を提供するとともに、環境保全活動の活性化を図る必要があります。